

札幌市災害時物資供給マニュアル

札幌市

令和7年(2025年)3月

目次

I	基本情報	1
1	目的	1
2	用語の定義	2
3	本マニュアルの基本原則	4
II	物資供給体制	5
1	災害時に供給する物資	5
2	物資の流れ	6
3	体制と役割	7
4	災害時物資供給のタイムライン	12
III	災害時物資供給の具体的な手順と関係主体役割	13
1	フェーズ1 体制の確立	16
2	フェーズ2 備蓄物資の活用	22
3	フェーズ3 プッシュ型支援による物資の供給	26
4	フェーズ4 プル型支援による物資の供給	39
5	要請及び費用請求	41
IV	その他継続検討事項	53
V	関連様式	54
VI	資料集	74

I 基本情報

1 目的

札幌市では、「札幌市地域防災計画」において、災害時の物資供給体制を整備することとしており、備蓄物資の整備や、優先的に物資供給が受けられるよう民間事業者等との協定締結を進めてきた。

しかし、災害発生後の時間の経過に応じた札幌市の運用や各関係団体の連携体制が明確になっていないこと、備蓄物資を保管する防災備蓄倉庫や国等からの救援物資を集積する物資集積拠点から避難所までの効率的な輸送体制が未構築であること、物流に関する知識が少ない市職員が物資の荷受けや荷捌きを行う想定となっていることなどから、災害発生時に避難所まで円滑に物資を届けることが、現状では困難という課題があった。

また、平成 23 年(2011 年)の東日本大震災や平成 28 年(2016 年)の熊本地震、令和 6 年(2024 年)の能登半島地震等、これまでの災害では、必要な資機材や物流知識を持たない地方公共団体の職員が物資供給に関する業務を行い、供給が円滑に行われず、さらに、本来の災害対応業務に従事できないという事例があった。

札幌市では、平成 30 年(2018 年)9 月の北海道胆振東部地震発生時の物資供給や輸送において、効率的な輸送や管理が困難となっている現状を確認した。

さらに、積雪寒冷地である札幌市においては、冬期に災害が起きた場合、豪雪や暴風雪、低温等、他の季節とは異なる危険が複合的に生じるため、冬期の物資供給や輸送について、事前対策を講じておく必要がある。

これらの背景を踏まえ、札幌市では、令和 5 年(2023 年)9 月に物資輸送及び供給に関する協定締結事業者や関係機関で構成する「札幌市災害時物資供給検討会」を設置し、大規模災害発生時の物資供給体制について検討を行ってきた。

本マニュアルは、同検討会での意見を踏まえ、国や北海道、札幌市、民間事業者・団体の連携・協力体制を明確に示すことにより、大規模災害発生時に被災者へ円滑かつ確実に物資を供給することを目的として策定する。

なお、本マニュアルは、策定後に実動訓練を実施し、実効性のある内容に更新をしていく。

2 用語の定義

本マニュアルで使用する主な用語の定義は下表のとおり(物資については、5 ページも参照)。

用語	説明
防災備蓄倉庫	・災害発生初期に不足する物資を避難所等に届けるため、平常時から札幌市の備蓄物資を保管する倉庫
地域内輸送拠点 (物資集積拠点)	・災害時に、協定締結事業者からの調達物資、国や他の地方公共団体等からの救援物資の受入れや、避難所等への輸送を行うために設置する拠点 ※以下、本マニュアルでは「物資集積拠点」という。
広域物資輸送拠点	・都道府県が、国等から供給される物資を受入れ、市町村の地域内輸送拠点へ送り出すために設置する拠点
プッシュ型支援	・被災地からの要請を待たず、必要と見込まれる物資を調達して送付する支援方法
プル型支援	・被災した地方公共団体の要請に基づき、物資を調達して送付する支援方法
備蓄物資	・札幌市が避難者等に供給するため、あらかじめ整備する食糧や生活必需品等の物資 ・各基幹避難所や防災備蓄倉庫に備蓄されているもの
調達物資	・札幌市が有償で協定締結事業者等から調達する物資
救援物資	・国や他の地方公共団体等から供給される物資
義援物資	・民間事業者等から無償で提供される物資
物資チーム	・災害対策本部の設置に伴い、物資の確保、要請、受入れ等の災害時物資供給の統括的な役割を果たすチーム(7 ページ参照)
物流専門家	・輸送事業者等に従事する物流実務経験者。災害時に札幌市災害対策本部等で物資供給についての助言を行う。
倉庫運営事業者	・防災備蓄倉庫において、備蓄物資の在庫管理や災害時に避難所へ配送するための仕分け等を行う事業者
拠点運営事業者	・物資集積拠点において、物資集積及び荷捌き等の運営を行う事業者
物資供給事業者	・物資の供給を行う小売事業者や製造事業者
直接配送	・物資集積拠点を經由せず、物資供給事業者から直接避難所へ配送を行う方法
間接配送	・調達物資、救援物資を物資集積拠点に集積し、仕分け後、避難所へ配送を行う方法
市災対本部	・札幌市災害対策本部の略称
区災対本部	・札幌市内各区の災害対策本部の略称

用語	説明
基幹避難所	・災害により自宅へ戻れなくなったときや、災害の危険が続いているときに、一定期間滞在する場所
地域避難所	・災害により自宅へ戻れなくなったときや、災害の危険が続いているときに、一定期間滞在する場所で、基幹避難所を補完する施設 ・状況に応じて開設し、一定期間経過後は基幹避難所に集約
一時滞在施設	・大規模地震発生時、公共交通機関の運行停止等により、都心部で滞留している帰宅困難者を数日間受け入れるための施設 ※本マニュアルでは、物資の配送先としての「避難所」に一時滞在施設を含める

3 本マニュアルの基本原則

本マニュアルの基本原則(札幌市における物資供給体制の基本的な考え方)は、下記のとおりとする。

大規模災害発生時に、札幌市で構築する物資供給体制の基本的な考え方は、被災者に物資を「必要な時に」「必要な場所へ」「必要な量」を円滑かつ確実に届けるため、次の3つを推進することとする。

(1) 実効性のある連携体制の構築

市民生活や経済活動の早期回復を目指し、フェーズ(災害発生後の時間経過)ごとに実効性のある、国や北海道、札幌市、民間事業者・団体の連携・協力体制を構築

(2) 必要かつ効果的なリソース(資源)¹の確保・活用

ア 効率的な輸送、荷捌き等の作業が可能な防災備蓄倉庫の整備

イ 被災状況に応じた物資集積拠点の選定と運営

ウ 物流専門家の助言のもと、車両や資機材の確保・有効活用、人員の配置

(3) 円滑な情報共有

ア 情報の伝達経路の整理や、形式、ルールの共有(荷姿や届け先、単位等)

イ 連絡・情報共有手段の整理(通信手段、連絡先リスト等の整備)

¹ リソース(資源) 物資拠点、人員、資機材(フォークリフト、パレット、ハンドリフト、台車等)、車両、物流専門家等(国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック」より引用)

Ⅱ 物資供給体制

1 災害時に供給する物資

災害時に供給する物資は、大きく分けて「備蓄物資」「調達物資」「救援物資」「義援物資」の4種類があり、災害発生後の時間経過に応じて順次供給を行う。およその供給開始時期等は以下のとおり。

(1) 備蓄物資

災害発生直後から2日目まで供給する。

札幌市では、過去の災害での課題を踏まえ、調達物資が避難所に到達するまでに必要な物資として、「札幌市第4次地震被害想定」における最大想定避難者数約9万人分を整備。食糧や生活必需品は、避難所以外の場所に滞在する被災者分も一定量整備している。

備蓄物資は、基幹避難所の備蓄庫に8割、防災備蓄倉庫に2割保管しており、多くの避難者が集まり物資が不足する避難所には、防災備蓄倉庫の備蓄物資を避難所へ配送する(札幌市の備蓄物資の整備状況については、「資料1 札幌市の備蓄物資の整備状況」「資料2 備蓄物資配置数(基幹避難所1か所あたり)」参照)。

(2) 調達物資

備蓄物資の払い出しが完了する3日目から供給する。

札幌市が協定を締結した物資供給事業者から有償で調達し、供給する。

物資供給事業者から直接避難所へ配送を行う場合(直接配送)と、物資集積拠点へ集約し仕分け後に配送を行う場合(間接配送)がある。

(3) 救援物資

4日目から1週間後には札幌市の物資集積拠点に到着し始めることを想定しており、到着後、避難所ごとに仕分けを行い供給する。

救援物資は、国等が調達し、北海道の広域物資輸送拠点で受入れ、市町村ごとに仕分け後、札幌市分が札幌市の物資集積拠点や避難所まで配送される。

国では、発災直後は必要不可欠とされる物資を避難者数に応じて供給する「プッシュ型支援」を行う(プッシュ型支援の品目については、「資料3 プッシュ型支援の対象物資」参照)。発災後の日数経過に伴い、被災者が必要とする物資の品目数が拡大する傾向にあることから、被災地の要請に基づき物資を調達して供給する「プル型支援」に移行する。

(4) 義援物資

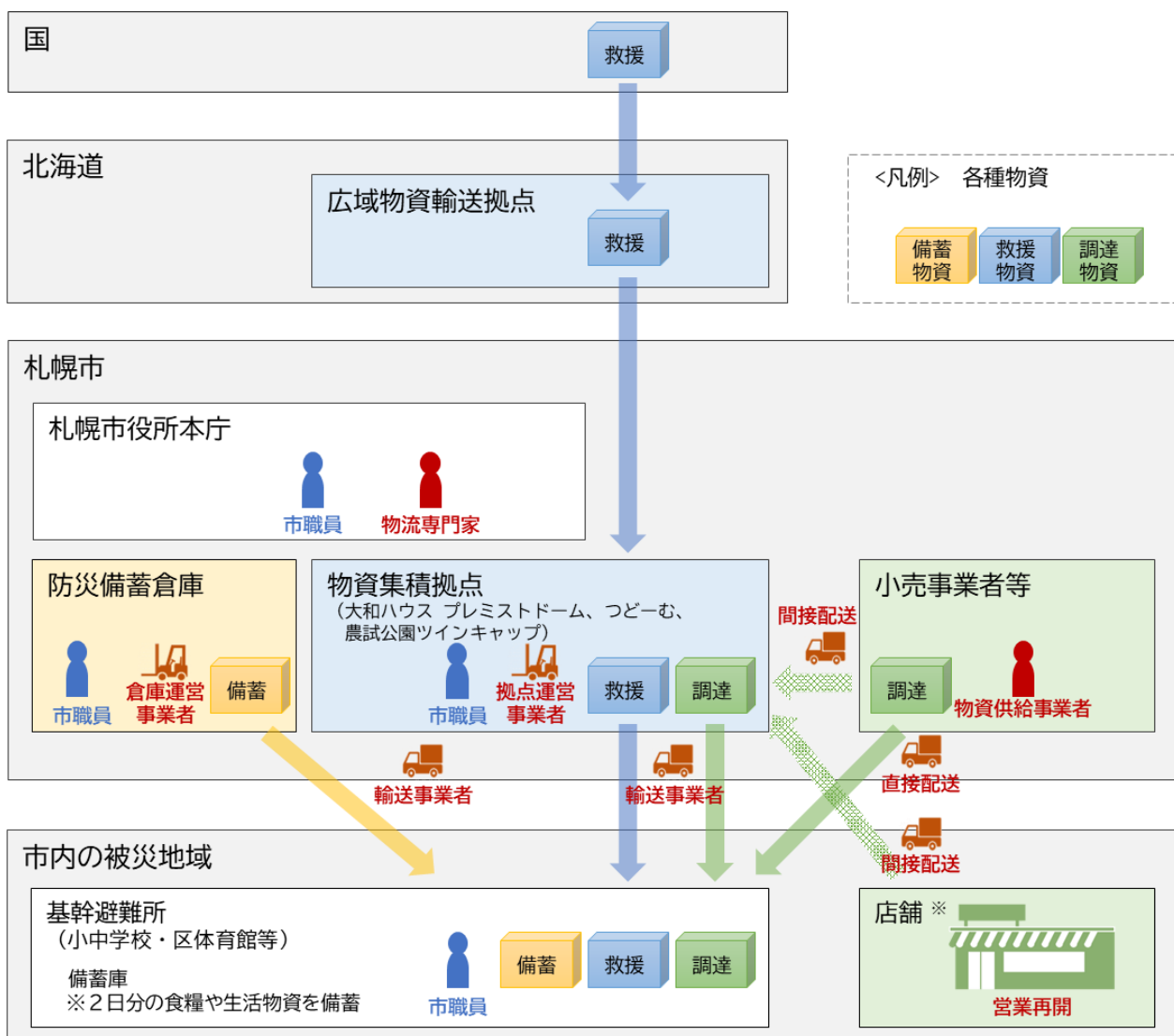
札幌市での受入体制確立後、供給する。物資供給の流れは、調達物資と同じである。

札幌市では、民間事業者からの義援物資の受入れについては、物資の充足度合や物資集積拠点の状況等により、物資の受入方針をホームページ等で表明し、受入れを表明した物資以外の義援物資については原則受け取らないこととする(事前申請制)。

また、個人からの義援物資については原則直接受け取らないこととし、災害発生時には、個人からの支援については、できるだけ義援金による支援を行うようホームページ等で呼び掛ける。

2 物資の流れ

災害時に物資が避難所に到着するまでの物資の流れを図で表すと、図1のとおりである。



※小売店舗では、営業の継続や早期復旧による営業再開により、在宅避難者等を含む近隣住民に必要な食料や生活必需品を供給。

図1 物資の流れ

3 体制と役割

(1) 拠点別の体制と役割

ア 市役所本庁

【役割】

避難所で必要となる物資の情報を整理し、配分を決定する。

協定締結事業者や国、北海道等の関係機関と調整を行う。

体制		役割	
市災対本部			
物資チーム	経済観光部 庶務班	統括担当	☐ 避難支援班との調整
		物資調整担当	☐ 物資に関する全体調整 ☐ 必要物資の種類・量の整理、配分決定
		調達担当	☐ 調達物資の必要量の算出 ☐ 協定を締結した物資供給事業者への物資供給要請
		車両手配担当	☐ 協定を締結した輸送事業者への輸送に必要な車両の確保、輸送要請
	事務局 避難支援班	☐ 避難所の物資需要まとめ、庶務班統括担当への報告 ☐ 備蓄物資の配分決定 ☐ 区災対本部との調整 ☐ 物資調整担当の配分決定に基づき、国・北海道への要請 ☐ 防災備蓄倉庫の管理	
物流専門家			
物流専門家		☐ 備蓄物資の配送体制への助言 ☐ 物資供給事業者から物資集積拠点までの車両手配への助言 ☐ 物資集積拠点の適切な受入体制への助言 ☐ 物資集積拠点の稼働状況、在庫、運営状況・体制等を総合的に勘案しながら、災害時物資の受入場所や受入時間等の調整	

イ 区役所

【役割】

避難所の物資ニーズを把握し、市災対本部に状況を報告する。

体制	役割
区災対本部	
総務情報班・避難所班	☐ 避難所の物資ニーズの把握 ☐ 避難支援班との調整

ウ 防災備蓄倉庫

【役割】

避難所で物資が不足する場合、防災備蓄倉庫に保管する備蓄物資を配分し、配送する。

体制	役割
市災対本部	
避難支援班 倉庫担当	☐ 防災備蓄倉庫の統括 ☐ 物資チームからの指示受領(避難所への物資配送の連絡等) ☐ 倉庫運営事業者との連携 ☐ 在庫状況の市災対本部への定期報告 ☐ 輸送事業者への指示、調整
物流専門家	
倉庫運営事業者	☐ 防災備蓄倉庫における管理(輸送車両への積み込み、在庫管理) ☐ 市担当への助言・協力

エ 物資集積拠点

【役割】

調達物資や救援物資を受入れ、物資調整担当の配分決定に基づき仕分けをし、輸送事業者
に物資を引渡す。

体制	役割
市災対本部	
拠点担当	☐ 物資集積拠点の統括 ☐ 物資調整担当からの指示受領(物資受入準備、避難所への物資配送の連絡等) ☐ 拠点運営事業者との連携 ☐ 物資受入の際の検品 ☐ 在庫状況、受入状況の市災対本部への定期報告 ☐ 輸送事業者への指示、調整
物流専門家	
拠点運営事業者	☐ 物資集積拠点における管理(受入れ、荷卸し、仕分け、荷捌き、積み込みの作業、在庫管理) ☐ 物資集積拠点から避難所等までの車両手配への助言 ☐ 市担当への助言・協力

(2) 札幌市・民間事業者・団体の役割(再掲)

札幌市、民間事業者の役割を集約すると下記のとおり。

ア 札幌市

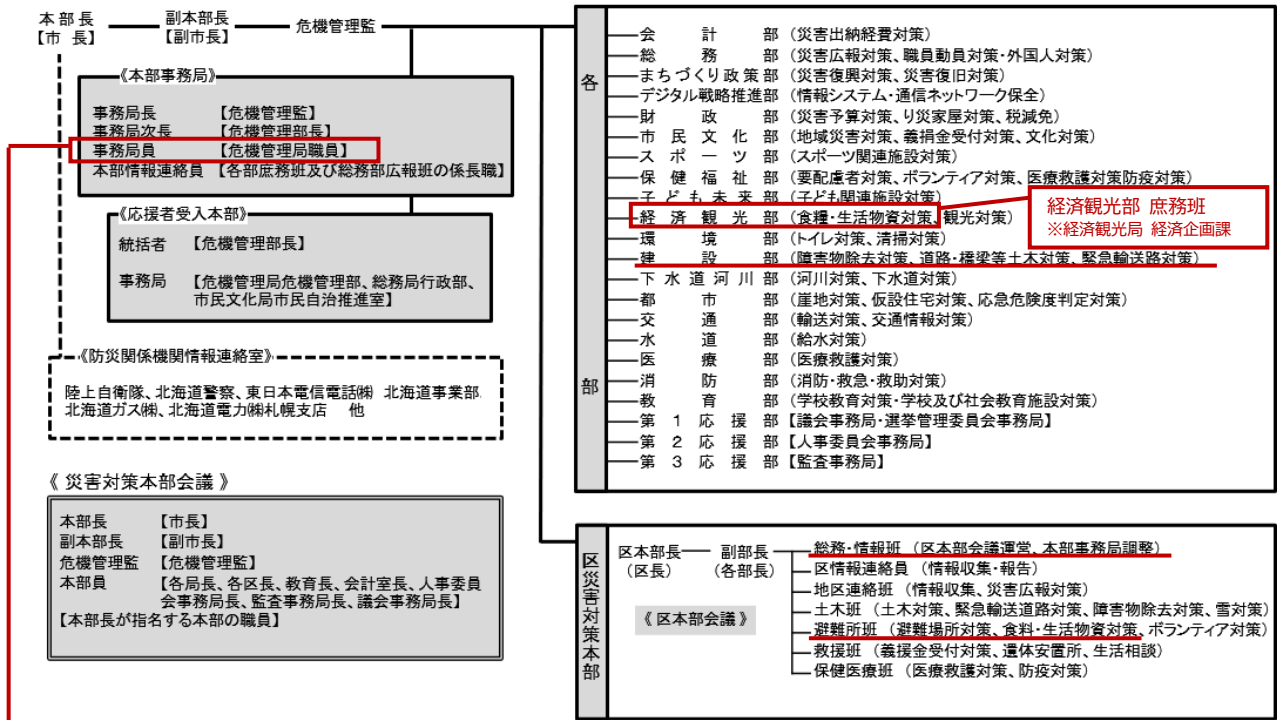
体制		役割
市災対本部		
物資チーム	経済観光部 庶務班	統括担当 ☐ 避難支援班との調整
		物資調整担当 ☐ 物資に関する全体調整 ☐ 必要物資の種類・量の整理、配分決定
		調達担当 ☐ 調達物資の必要量の算出 ☐ 協定を締結した物資供給事業者への物資供給要請
		車両手配担当 ☐ 協定を締結した輸送事業者への輸送に必要な車両の確保、輸送要請
	拠点担当	☐ 物資集積拠点の統括 ☐ 物資調整担当からの指示受領(物資受入準備、避難所への物資配送の連絡等) ☐ 拠点運営事業者との連携 ☐ 物資受入の際の検品 ☐ 在庫状況、受入状況の市災対本部への定期報告 ☐ 輸送事業者への指示、調整
事務局 避難支援班 (倉庫担当含む)		☐ 避難所の物資需要まとめ、庶務班統括担当への報告 ☐ 備蓄物資の配分決定 ☐ 区災対本部との調整 ☐ 物資調整担当の配分決定に基づき、国・北海道への要請 ☐ 防災備蓄倉庫の統括、物資チームからの指示受領、在庫状況把握 ☐ 防災備蓄倉庫での倉庫運営事業者との連携、輸送事業者への指示、調整
区災対本部		
総務情報班・避難所班		☐ 避難所の物資ニーズの把握 ☐ 避難支援班との調整

イ 民間事業者・団体

体制		役割
物流専門家	物流専門家 〔市役所本庁舎〕	☐ 備蓄物資の配送体制への助言 ☐ 物資供給事業者から物資集積拠点までの車両手配への助言 ☐ 物資集積拠点の適切な受入体制への助言 ☐ 物資集積拠点の稼働状況、在庫、運営状況・体制等を総合的に勘案しながら、災害時物資の受入場所や受入時間等の調整
	倉庫運営事業者 〔防災備蓄倉庫〕	☐ 防災備蓄倉庫における管理(輸送車両への積込み、在庫管理) ☐ 市担当への助言・協力
	拠点運営事業者 〔物資集積拠点〕	☐ 物資集積拠点における管理(受入れ、荷卸し、仕分け、荷捌き、積込みの作業、在庫管理) ☐ 市担当への助言・協力
物資供給事業者 (小売・製造事業者等)		☐ 調達物資の確保 ☐ 避難所への調達物資の配送(直接配送の場合)
輸送事業者		☐ 防災備蓄倉庫及び物資集積拠点から避難所への物資の配送 ☐ 物資供給事業者から物資集積拠点や避難所への調達物資の配送

(3) 市災対本部

市災対本部組織は、図2のとおりである。



《本部事務局各班》

班	分担事務
指揮調整班	事務局長の意思決定補佐、指示伝達、災害特性分析・報告、本部会議協議事項調整
統括班	本部総合調整、他機関との渉外、本部会議運営、災害救助法の救助要請要求
情報班	気象予警報受理・収集、防災関係機関との連絡調整、各種通報受理
対策班	災害情報・被害状況分析、災害応急対策方針作成・実施、避難指示、無線通信の統制
避難支援班	避難場所、災害救援物資、一時滞在施設 ※危機管理局 危機管理課 避難支援担当係

図2 市災対本部組織図

(4) 全体図

体制を図で表すと、図3のとおりである。

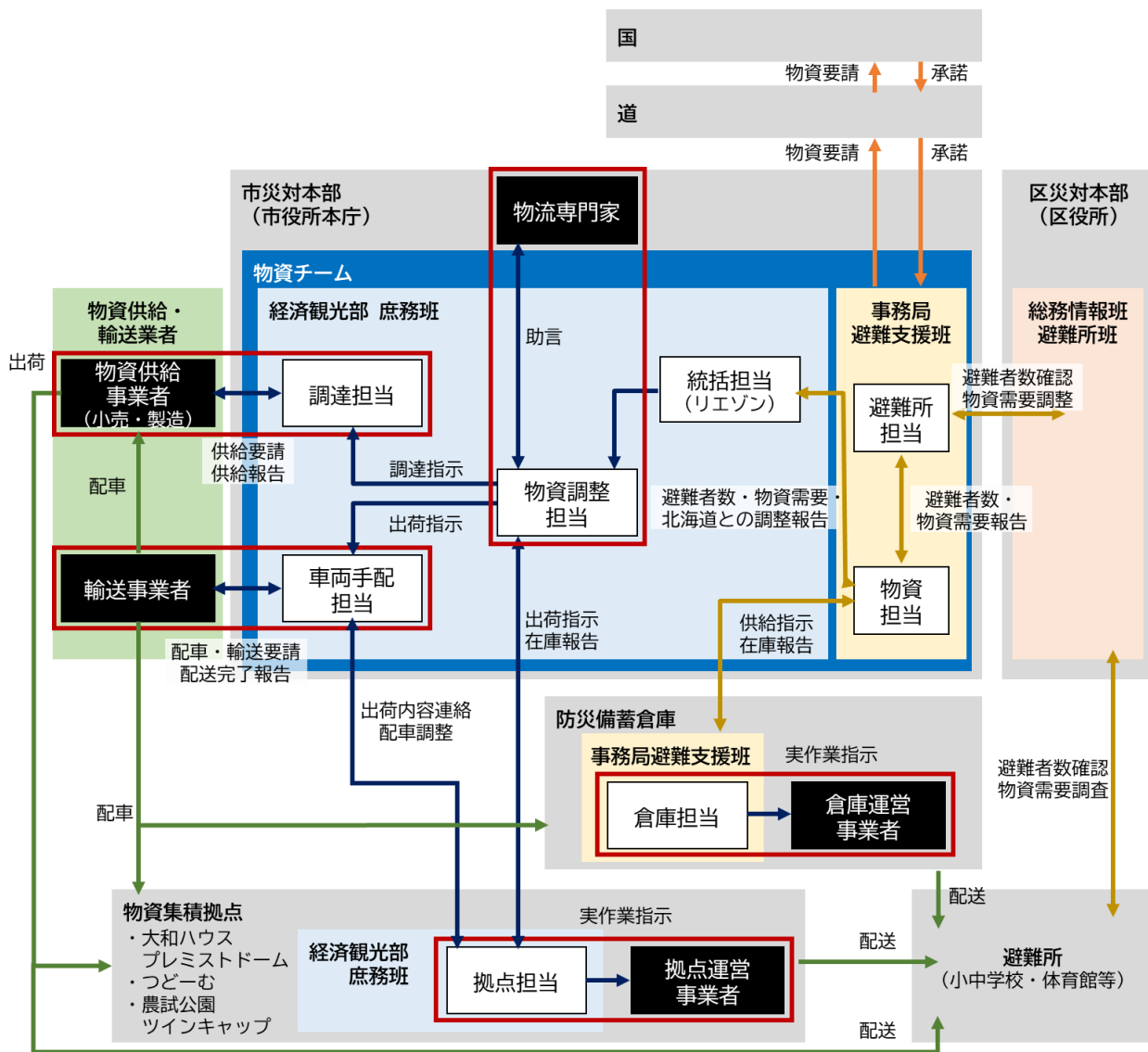


図3 体制と役割の全体図

(5) 平常時の連絡体制

災害発生時に速やかに連絡が取れるよう、協定締結事業者及び関係機関の緊急連絡先については、平常時から最新の情報に更新する。

4 災害時物資供給のタイムライン

災害時物資供給では、災害発生後の時間経過に応じて、大きく「体制の確立(発災直後)」「備蓄物資活用の時期(発災から概ね2日目まで)」「プッシュ型支援による物資の供給の時期(発災から概ね1週間まで)」「プル型支援による物資の供給の時期(発災から概ね1週間以降)」の4種類のフェーズに区分される。

フェーズの区分は、表1のとおり設定する。

フェーズ		考え方	時間経過			
			24時間 まで	2日 まで	1週間 まで	1週間 以降
フェーズ1	体制の確立	・札幌市の物資供給体制を確立 ・人員、物資集積拠点、連絡手段、輸送手段を確保する時期 ・店舗再開に向けた準備				
フェーズ2	備蓄物資活用の時期	・防災備蓄倉庫の備蓄物資を活用し避難所等に配送する時期 ・店舗再開				
フェーズ3	プッシュ型支援による物資の供給の時期	・避難者の個別ニーズによらず、避難生活に必要不可欠と想定される物資を活用する時期 ・札幌市が協定締結事業者等から調達する物資や、国からのプッシュ型支援等				
フェーズ4	プル型支援による物資の供給の時期	・避難所等における具体的なニーズの把握により、順次、プル型支援に移行する時期 ・札幌市が協定締結事業者等から調達する物資や、国からのプル型支援等				

表1 フェーズの区分

Ⅲ 災害時物資供給の具体的な手順と関係主体役割

フェーズ別の物資の種類に応じた大まかな体制は、表2のとおりである。

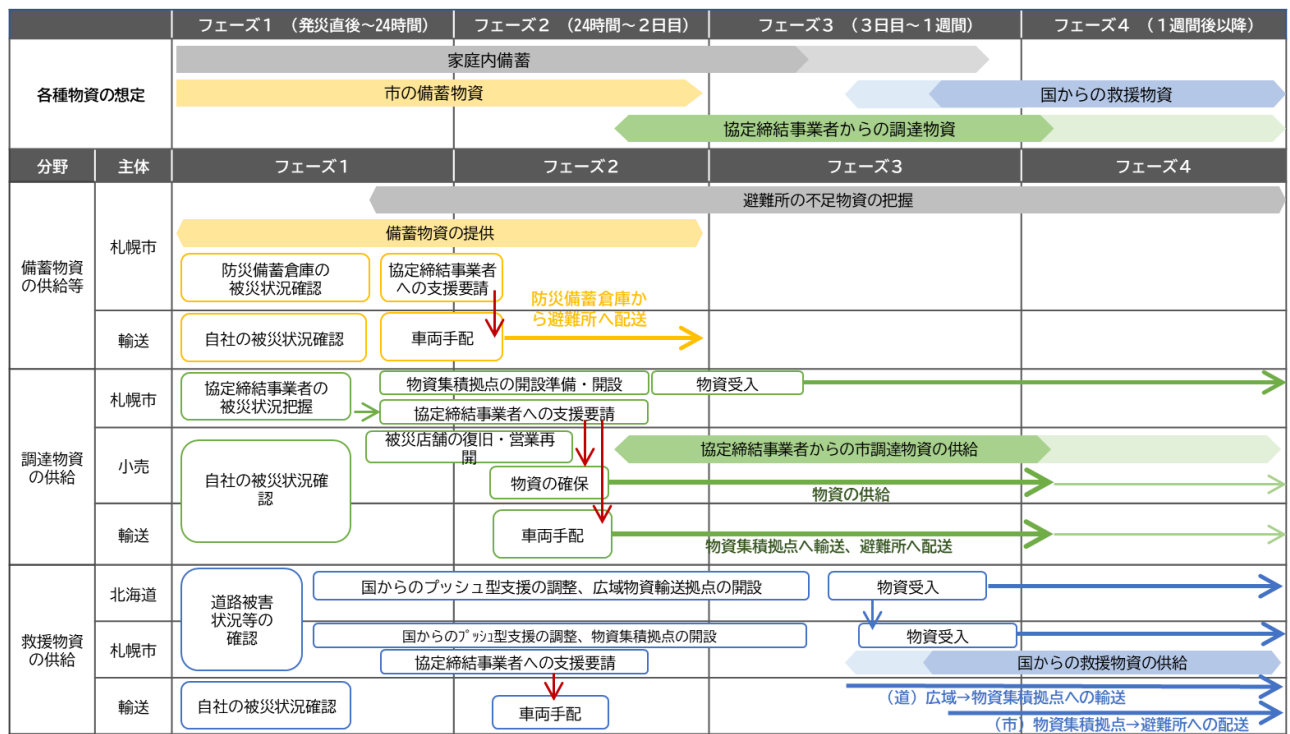


表2 フェーズ別の体制

災害時物資供給の具体的な手順と関係主体役割

項目	ページ
フェーズ１ 体制の確立	16
(1) 市・区災対本部・物資チームの立ち上げ	16
(2) 避難所等の情報収集整理・報告	17
(3) 関係機関の状況把握	18
(4) 物資チームミーティング(経済観光部庶務班)の開催	18
(5) 防災備蓄倉庫の被災状況把握、倉庫担当職員の配置	18
(6) 物資集積拠点の確保、拠点担当職員の配置	18
(7) 物資チームにおける物流専門家の確保	19
(8) 配送手段の確保	19
(9) 防災備蓄倉庫における倉庫運営事業者の確保	20
(10) 物資集積拠点における拠点運営事業者の確保	20
(11) 物資集積拠点の設営	21
(12) 店舗等の再開予定の確認	21
フェーズ２ 備蓄物資の活用	22
(1) 備蓄物資の避難所への配送	22
(2) 防災備蓄倉庫、避難所の備蓄物資数量等の整理・記録	25
フェーズ３ プッシュ型支援による物資の供給	26
(1) 物資集積拠点の開設、運営の連絡	27
(2) 車両提供可能リストの作成	27
(3) 物資集積拠点における調達物資の確保	27
(4) 国・道からの救援物資の確保	31
(5) 物資集積拠点における物資の受入準備	31
(6) 物資集積拠点での物資の受入れ	31
(7) 物資の配分量の決定と伝達	32
(8) 輸送事業者による物資集積拠点から避難所等への配送	32
(9) 義援物資の受入れ	34
(10) 物資の一時保管	34
(11) 適正な保管を行うための物資量の調整(不要不急物資の取扱い)	35
(12) 物資供給事業者による避難所への直接配送	35
フェーズ４ プル型支援による物資の供給	39
(1) 車両提供可能リストの作成	40
(2) 避難所ニーズの収集・整理	40
(3) 物資集積拠点における調達物資の確保(フェーズ３参照)	27
(4) 国・道からの救援物資の確保(フェーズ３参照)	31
(5) 物資集積拠点における物資の受入準備(フェーズ３参照)	31
(6) 物資集積拠点での物資の受入れ(フェーズ３参照)	31

項目		ページ
	(7) 物資の配分量の決定と伝達(フェーズ3参照)	32
	(8) 輸送事業者による物資集積拠点から避難所等への配送(フェーズ3参照)	32
	(9) 義援物資の受入れ(フェーズ3参照)	34
	(10) 物資の一時保管(フェーズ3参照)	34
	(11) 適正な保管を行うための物資量の調整(不要不急物資の取扱い)(フェーズ3参照)	35
	(12) 物資供給事業者による避難所への直接配送(フェーズ3参照)	35

1 フェーズ1 体制の確立

フェーズ1では、各主体ともに被災状況の把握を行う。

札幌市は、物資チーム等を立ち上げ、避難所等の情報収集、防災備蓄倉庫や物資集積拠点候補施設の状況確認、関係機関の状況確認、協力要請への対応可否を確認する。

小売事業者は店舗の復旧・営業再開に向けた体制を整える。

フェーズ1における札幌市と民間事業者の役割

No.	内容	市	物流 専門家	輸送 事業者	倉庫運営 事業者	拠点運営 事業者	物資供給 事業者
1	市災対本部等の立ち上げ	○					
2	避難所等の情報収集整理・報告	○					
3	関係機関の状況把握	○	○	○	○	○	○
4	物資チームミーティングの開催	○					
5	防災備蓄倉庫の被災状況把握、倉庫担当職員の配置	○					
6	物資集積拠点の確保、拠点担当職員の配置	○					
7	物資チームにおける物流専門家の確保	○	○				
8	配送手段の確保	○		○			
9	防災備蓄倉庫における倉庫運営事業者の確保	○			○		
10	物資集積拠点における拠点運営事業者の確保	○				○	
11	物資集積拠点の設営	○				○	
12	店舗の再開予定の確認	○					○

(1) 市・区災対本部・物資チームの立ち上げ

ア 市及び区は地域防災計画に定める基準に基づき、市災対本部及び区災対本部を立ち上げる。

イ 市災対本部内に物資チームを立ち上げる。

ウ 相互の連絡を円滑に実施するため、必要な連絡手段を確保する。

チェック項目	担当
☐ 連絡手段の確立	市・区災対本部 物資チーム
☐ 紙ベースでの様式等の準備	市・区災対本部 物資チーム

《体制構築にあたっての留意点》

- ・大規模災害時には、長期に渡って物資集積拠点の運営が必要となるため、長期運営を視野に入れた体制構築と拠点運営が必要である。
- ・このため、24時間体制で物資集積拠点を運営するのではなく、配置可能な人員の状況を見ながら、市災対本部等と十分に協議を行った上で、物資集積拠点の運営時間を定めることが必要である。

(2) 避難所等の情報収集整理・報告

- ア 区災対本部は、各避難所の避難者数等の情報を収集整理し、市災対本部へ報告する。
- イ 市災対本部は、区役所から報告される避難者数等の情報を収集・整理する。
- ウ 物資チーム(統括担当)は、避難支援班から避難者数等の情報を入手する。
- エ 市災対本部(道路管理班)は、輸送経路となる道路状況等の情報を収集・整理する。
- オ 避難支援班は、「物資調達・輸送調整等支援システム」に、避難所の開設状況を登録する。

チェック項目	担当
☐ 避難所の開設状況、避難者数等の把握	区災対本部
☐ 避難者数等情報の市災対本部への報告	区災対本部
☐ 避難者数等情報の把握	避難支援班 統括担当
☐ 道路状況等の把握	市災対本部(道路管理班)
☐ 避難所の開設情報を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：避難所状況＞避難所概況＞避難所情報登録】	避難支援班

道路情報

- ・札幌市管理道路(市道・道道)の通行規制情報は区土木センター等経由で把握し、随時情報を集約の上、札幌市の災害用ウェブサイトで公開
- ・国道や高速道路も含めた道路の通行規制情報は、(公財)日本道路交通情報センターのウェブサイトに掲載される(カーナビ等にも配信)

【参考】道路に関する情報

道路規制・通行止め情報 (公財)日本道路交通情報センター https://www.jartic.or.jp/	
復旧状況の情報 国土交通省「道路復旧見える化マップ」 https://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000151.html	
国道と道道の通行規制情報 国土交通省「道路情報提供システム」 https://www.road-info-prvs.mlit.go.jp/roadinfo/pc/	
通行実績の情報 ITS JAPAN「乗用車・トラック通行実績情報」 http://disaster-system.its-jp.org/map4/map	
道路規制・通行止め、通行実績情報等 (国研)防災科学技術研究所「防災クロスビュー」 https://xview.bosai.go.jp/	

(3) 関係機関の状況把握

物資チーム(物資調整担当)は、各協定締結事業者の被災状況の報告依頼を行う。

チェック項目	担当
☐ 各協定締結事業者の被災状況の報告依頼	物資調整担当

各協定締結事業者への状況確認について

- ・各協定締結事業者への状況確認については、電話やメール等による連絡のほか、アンケートフォームの活用など、災害発生時に連絡の取りやすい手段を検討する。
- ・協力要請を行う際は、各事業者との協定書に従い、**協定書実施細則様式第1**を用いて要請を行う。緊急を要する場合は口頭、電話等の手段により要請し、事後に文書を提出する。

(4) 物資チームミーティング(経済観光部庶務班)の開催

- ア 物資チーム(経済観光部庶務班)は、札幌市における物資の受入れから避難所への供給までの全体像、スキーム、役割分担、連絡方法等を確認するミーティングを開催する。
- イ 物資チーム(経済観光部庶務班)は、災害後の時間経過及び物資供給体制の変遷により調整事項が生じた場合には、ミーティングを適宜開催する。
- ウ 物流専門家や物資集積拠点の拠点運営事業者とのミーティング(オンラインを含む)も適宜開催する。

チェック項目	担当
☐ 使用する物資集積拠点、体制(拠点別担当事業者)等について協議	物資チーム (経済観光部庶務班)

(5) 防災備蓄倉庫の被災状況把握、倉庫担当職員の配置

避難支援班は、防災備蓄倉庫の被災状況等を確認し、担当者を配置する。

チェック項目	担当
☐ 防災備蓄倉庫の被災状況の確認	施設管理者 避難支援班
☐ 防災備蓄倉庫への倉庫担当の配置	避難支援班

(6) 物資集積拠点の確保、拠点担当職員の配置

- ア 物資チーム(拠点担当)は、物資集積拠点として使用する候補施設の施設管理者へ連絡し、物資集積拠点としての使用の可否、使用可能時期を確認のうえ、物資集積拠点として使用する施設を検討する。

なお、物資集積拠点の候補施設が全て使用できない状態のときは、【資料4(2) 物資集積拠点候補施設の特徴および長所・短所】(P80)を参照し、代替施設を検討する。

- イ 物資チーム(統括担当)は、検討結果を避難支援班に報告する。
- ウ 市災対本部は、物資集積拠点として使用する施設を決定する。
- エ 物資チーム(拠点担当)は、当該施設の施設管理者へ物資集積拠点として使用する旨を連絡

する。

オ 施設管理者は、物資チーム(拠点担当)からの要請・連絡を受けて、当該施設の物資集積拠点としての使用準備を行う。

カ 物資チーム(拠点担当)は、物資集積拠点で開設に向けた準備を行う(必要な資機材等の準備、養生を行う事業者の手配、車両整理を行う警備員の手配)。

チェック項目	担当
☐ 物資集積拠点候補施設の被災状況、使用可否の確認	拠点担当
☐ 物資集積拠点として使用する施設の検討	拠点担当
☐ 物資集積拠点として使用する施設の決定	市災対本部
☐ 施設管理者への協力要請、連絡	拠点担当
☐ 物資集積拠点の使用準備	施設管理者
☐ 物資集積拠点への職員の配置	拠点担当
☐ 拠点運営用のフォークリフト等(ハンドリフト、パレット等)の手配、確保見込み確認	拠点担当
☐ 養生など施設開設に向けた準備を行う事業者の手配、対応可否確認	拠点担当
☐ 車両整理等を行う警備員の手配、対応可否確認	拠点担当

(7) 物資チームにおける物流専門家の確保

ア 物資チーム(物資調整担当)は、輸送事業者等に市役所本庁舎で物資配送全体の統括に協力する、物流専門家の派遣(常駐)を要請し、確保見込みを確認する。

イ 輸送事業者等は、物資チームの要請の基づき、物資チームに物流専門家を派遣する。

チェック項目	担当
☐ 物流専門家の派遣要請、確保見込み確認	物資調整担当

(8) 配送手段の確保

ア 物資チーム(車両手配担当)は、輸送事業者へ協力要請の可否等について確認する。

イ 物資チーム(車両手配担当)は、対応可能な輸送事業者へ、物資配送用の車両及び人員等の確保・提供準備を要請する。

ウ 輸送事業者は、物資チームの要請に基づき、札幌市の指定する場所に必要な物資配送用の車両等を準備する。

チェック項目	担当
☐ 輸送事業者への車両及び人員等の確保・提供の要請	車両手配担当
☐ 輸送事業者からの連絡に基づく、車両等の確保可能台数、車種の確認	車両手配担当

チェック項目	担当
☐ 要請する台数、車種の目安を算出	車両手配担当
☐ 各輸送事業者への車両等の派遣準備の要請	車両手配担当

(9) 防災備蓄倉庫における倉庫運営事業者の確保

- ア 避難支援班は、物資チーム(統括担当)に対し、倉庫運営事業者の確保を依頼する。
- イ 物資チーム(物資調整担当)は、協定締結事業者に倉庫運営事業者としての対応の可否を確認する。
- ウ 物資チーム(物資調達担当)は、対応可能な事業者に倉庫運営事業者としての協力を要請し、必要な人員の派遣及び可能な範囲で資機材の確保を要請する。
- エ 倉庫運営事業者は、備蓄物資の搬出に必要な人員及び可能な範囲で資機材を確保する。資機材の不足が生じる場合は、物資チーム(物資調整担当)に必要な資機材を伝える。
- オ 倉庫運営事業者は、札幌市から指定された時期に人員を配置する。
- カ 避難支援班及び物資チーム(物資調整担当)は、倉庫運営事業者から不足する資機材について連絡があった場合には、資機材の手配を行う。

チェック項目	担当
☐ 協定締結事業者に倉庫運営の可否を確認	物資調整担当
☐ 倉庫運営事業者としての対応が可能な事業者に協力要請	物資調整担当
☐ 倉庫運営事業者の人員、資機材等の確認	物資調整担当
☐ 必要な資機材等の手配	避難支援班 物資調整担当

(10) 物資集積拠点における拠点運営事業者の確保

- ア 物資チーム(拠点担当)は、協定締結事業者に拠点運営の可否を確認する。
- イ 物資チーム(拠点担当)は、対応可能な事業者に拠点運営事業者としての協力を要請し、必要な人員の派遣及び可能な範囲で資機材の確保を要請する。
- ウ 拠点運営事業者は、札幌市からの要請を受け、物資集積拠点を運営する人員を指定された時期に派遣する。また、可能な範囲で必要な資機材の確保を行い、持参する。
- エ 拠点運営事業者は、原則、各物資集積拠点につき1事業者が担当する。

チェック項目	担当
☐ 協定締結事業者に拠点運営の可否を確認	拠点担当
☐ 拠点運営が可能な事業者に協力要請	拠点担当
☐ 拠点運営事業者の人員、資機材等の確保可能数の確認	拠点担当
☐ 必要な資機材等の手配	拠点担当

(11) 物資集積拠点の設営

ア 物資チーム(拠点担当)は、施設管理者の協力を得ながら、各拠点の「物資集積拠点運営マニュアル」に基づき、物資集積拠点の設営(養生、資機材の確保、人員配置等)を行う。

イ 物資チーム(拠点担当)は、必要な資機材や人員が拠点に到着した後、設営を行う。

チェック項目	担当
☐ 物資集積拠点の設営(養生、資機材、人員)	拠点担当 施設管理者 拠点運営事業者

(12) 店舗等の再開予定の確認

ア 物資チーム(調達担当)は、協定締結事業者に物資供給事業者としての協力可否、提供可能な品目及び時期を確認する。

イ 物資チーム(調達担当)は、協定締結事業者のうち小売事業者に店舗の再開見込みが判明している場合は、予定を確認する。

チェック項目	担当
☐ 協定締結事業者に物資供給事業者としての対応可否を確認	調達担当
☐ 小売事業者に店舗の再開予定を確認	調達担当

2 フェーズ2 備蓄物資の活用

フェーズ2では、避難所にある備蓄物資を活用する。追加で物資が必要となる避難所には、防災備蓄倉庫から備蓄物資を配送する。

小売事業者では、準備が整い次第、店舗を再開する。

(1) 備蓄物資の避難所への配送

ア 輸送事業者による配送が可能な場合

フェーズ2における札幌市と民間事業者の役割(輸送事業者による配送可)

No.	内容	市	物流 専門家	輸送 事業者	倉庫運営 事業者	拠点運営 事業者	物資供給 事業者
1	各避難所への備蓄物資の配送数量の確認	○	○				
2	備蓄物資の配送準備(数量の確認、仕分け等)	○			○		
3	輸送事業者に対する避難所等への配送要請	○	○	○			
4	配送車両の手配			○			
5	車両への備蓄物資の積み込み			○	○		
6	備蓄物資の避難所への配送			○			

(ア) 避難支援班は、防災備蓄倉庫の備蓄量と各避難所の避難者数を照らし合わせ、物資を追加で必要になることが予測される避難所について、当面必要な物資量を避難所ごとに振り分け、品目、数量を様式5-3(配送依頼票)に整理する。

(イ) 避難支援班は、防災備蓄倉庫にある備蓄物資を避難所へ配送するよう物資チーム(物資調整担当)へ様式5-3を使って依頼する。また、倉庫担当にも様式5-3を送付する。

(ウ) 物資チーム(車両手配担当)は、輸送事業者へ様式5-3を使って要請する。

(エ) 輸送事業者は、様式5-3に車両情報を記入し、物資チーム(車両手配担当)に返送する(発注確定)。(緊急を要する場合は、口頭、電話等の手段により発注確定を連絡する)。輸送事業者(ドライバー)は、指定された日・時間帯に指定された防災備蓄倉庫へ向かう。

(オ) 倉庫担当は、様式5-3を踏まえ、あらかじめ倉庫運営事業者へ避難所ごとの備蓄物資の仕分けを行うよう依頼する。倉庫運営事業者は備蓄物資の仕分けを行う。

(カ) 避難支援班は、輸送事業者から届いた様式5-3を区災対本部に送付し、備蓄物資の配送予定について連絡する。

(キ) 倉庫担当又は倉庫運営事業者は様式5-3を配送先数+1部を印刷し、到着した輸送事業者(ドライバー)に渡す。

(ク) 輸送事業者(ドライバー)は、防災備蓄倉庫に到着後、倉庫担当又は倉庫運営事業者から様式5-3を配送先数+1部を受け取り、備蓄物資を積み込み、指定の避難所へ配送する。

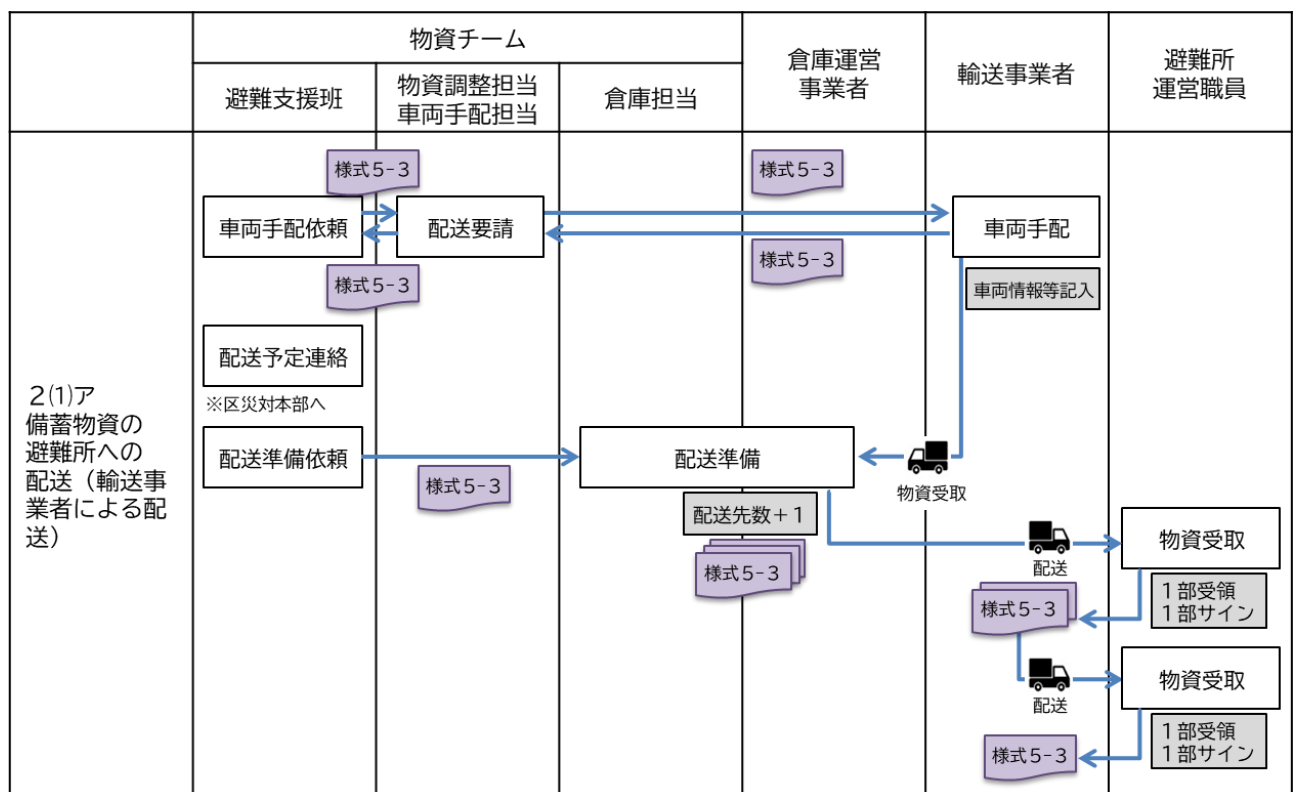
(ケ) 輸送事業者(ドライバー)は、避難所に到着後、避難所運営職員に備蓄物資を渡す。また、様式5-3を2部渡し、1部は避難所運営職員からサインをもらい受け取る。(以降、同じ1部に各避難所の受取サインをもらう。サインをもらった様式5-3は、費用請求時に使用する)

(コ) 避難所運営職員は、様式5-3と届いた備蓄物資を確認し受け取る。様式5-3の1部

(サ) 輸送事業者は、配送が完了したことを物資チーム(車両手配担当)に連絡する。

(シ) 物資チーム(物資調整担当)は、配送結果を避難支援班に連絡する。

チェック項目	担当
☐ 各避難所への備蓄物資の配送数量の確認	避難支援班
☐ 輸送事業者に対する避難所への配送要請	避難支援班 物資調整・車両手配担当
☐ 車両情報の確認	車両手配担当
☐ 区災対本部へ備蓄物資の配送予定連絡	避難支援班
☐ 備蓄物資の配送準備(数量の確認、仕分け等)	倉庫運営事業者 倉庫担当
☐ 備蓄物資の積込確認	輸送事業者 倉庫運営事業者 倉庫担当
☐ 備蓄物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 輸送事業者
☐ 配送結果の確認	輸送事業者 物資調整・車両手配担当 避難支援班



イ 輸送事業者による配送が不可能な場合

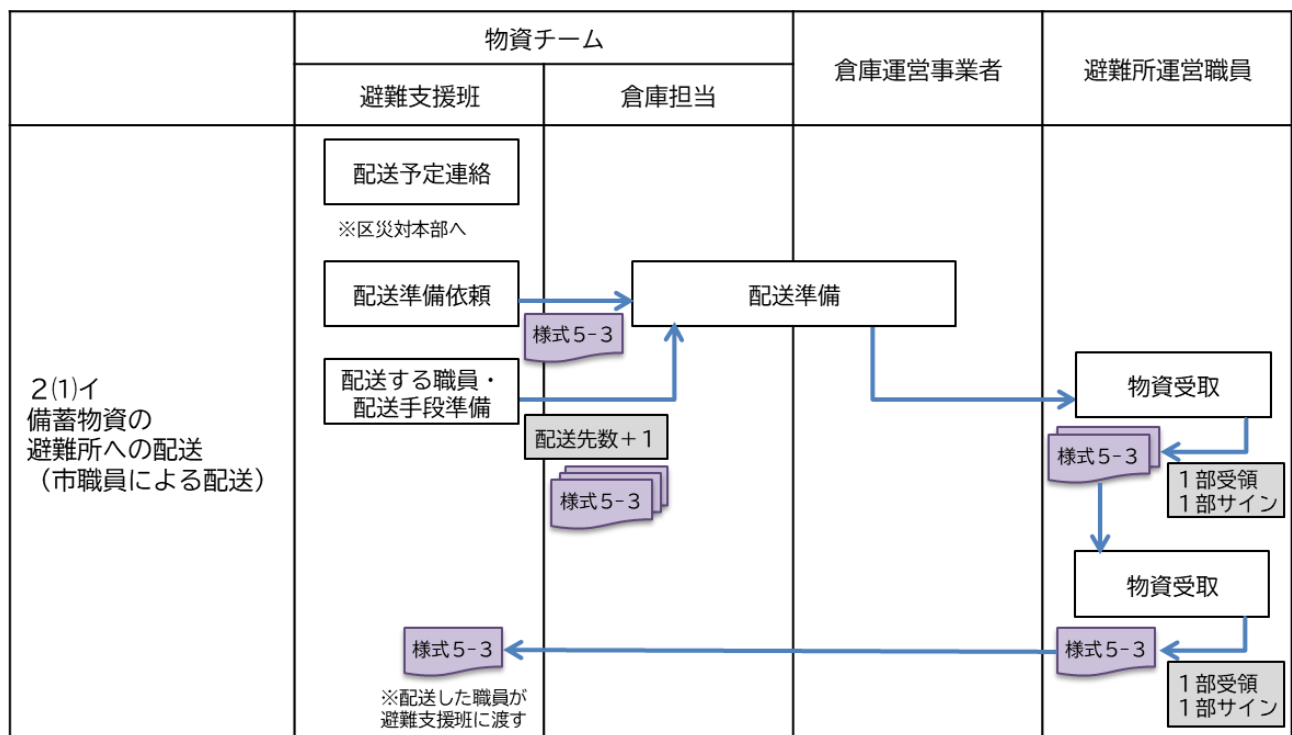
フェーズ2における札幌市と民間事業者の役割(市職員による配送)

No.	内容	市	物流 専門家	輸送 事業者	倉庫運営 事業者	拠点運営 事業者	物資供給 事業者
1	各避難所への備蓄物資の配送数量の確認	○	○				
2	備蓄物資の配送準備(数量の確認、仕分け等)	○			○		
3	配送を担当する職員、配送手段の手配	○					
4	車両への備蓄物資の積み込み	○			○		
5	備蓄物資の避難所への配送	○					

- (ア) 避難支援班は、防災備蓄倉庫の備蓄量と各避難所の避難者数を照らし合わせ、物資を追加で必要になることが予測される避難所へ、当面必要な物資量を避難所毎に振り分け、品目、数量を様式5-3に整理する。
- (イ) 避難支援班は、公用車又はタクシー等により避難所への備蓄物資を配送する準備を行う。
- (ウ) 避難支援班は、倉庫担当に様式5-3を送付する。
- (エ) 倉庫担当は、様式5-3を踏まえ、あらかじめ倉庫運営事業者へ避難所ごとの備蓄物資の仕分けを行うよう依頼する。倉庫運営事業者は備蓄物資の仕分けを行う。
- (オ) 避難支援班は、様式5-3を区災対本部に送付し、備蓄物資の配送予定について連絡する。
- (カ) 配送を行う職員は、様式5-3を配送先数+1枚を持参して、指定された防災備蓄倉庫に向かう。
- (キ) 配送を行う職員は、防災備蓄倉庫に到着後、倉庫担当又は倉庫運営事業者とともに備蓄物資を積み込み、指定の避難所へ配送する。
- (ク) 配送を行う職員は、避難所に到着後、避難所運営職員に備蓄物資を渡す。また、様式5-3を2部渡し、共通する1部は避難所運営職員からサインをもらい受け取る。(以降、同じ1部に各避難所の受取サインをもらう)
- (ケ) 避難所運営職員は、様式5-3と届いた備蓄物資を確認し受け取る。様式5-3の1部はサインし配送を行った職員に渡す。もう1部は保管する。
- (コ) 配送を行った職員は、様式5-3を避難支援班に渡し、配送が完了したことを報告する。

チェック項目	担当
☐ 各避難所への備蓄物資の配送数量の確認	避難支援班
☐ 配送する職員、手段(公用車、タクシー等)の準備	避難支援班
☐ 区災対本部へ備蓄物資の配送予定連絡	避難支援班
☐ 備蓄物資の配送準備(数量の確認、仕分け等)	倉庫運営事業者 倉庫担当
☐ 備蓄物資の積込確認	配送を行う職員 倉庫運営事業者 倉庫担当
☐ 備蓄物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 配送を行う職員

チェック項目	担当
☐ 配送結果の確認	配送を行う職員 避難支援班



(2) 防災備蓄倉庫、避難所の備蓄物資数量等の整理・記録

避難支援班は、様式5-3を基に防災備蓄倉庫及び各避難所の備蓄物資量を整理し、「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録する。

チェック項目	担当
☐ 防災備蓄倉庫、避難所の備蓄物資数量等の整理・記録	避難支援班

3 フェーズ3 プッシュ型支援による物資の供給

【プッシュ型支援による物資供給の基本的な考え】

フェーズ3では、避難者の個別ニーズによらず、避難者数に応じて避難生活に必要不可欠と想定される物資を供給する。

札幌市が、小売事業者や製造事業者等の物資供給事業者から物資を調達するほか、国等からの救援物資が物資集積拠点に届くものもある。

【プッシュ型支援による物資供給の基本的な流れ】

プッシュ型支援における物資供給の基本的な流れは図4のとおり、物資供給事業者から調達した物資や、国等からの救援物資を一旦物資集積拠点に集積して仕分けをしたうえで、避難所に配送する、というものである。物資の配送にあたっては、輸送事業者が行うことが基本であるが、物資供給事業者が物資集積拠点まで自ら配送可能な場合もある。

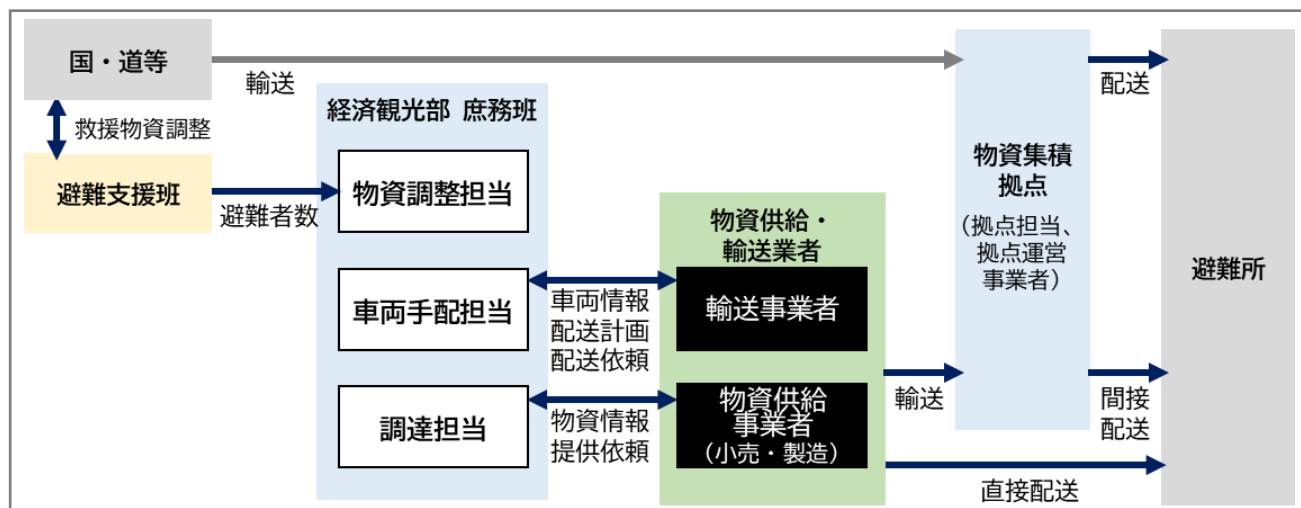


図4 フェーズ3での物資供給の基本的な流れ

フェーズ3における札幌市と民間事業者の役割

No.	内容	市	物流 専門家	輸送 事業者	倉庫運営 事業者	拠点運営 事業者	物資供給 事業者
1	物資集積拠点の開設、運営の連絡	○				○	
2	車両提供可能リストの作成	○		○			
3	物資集積拠点における調達物資の確保	○	○	○		○	○
4	国・北海道等からの救援物資の提供連絡と承諾	○	○				
5	物資集積拠点における物資の受入準備	○	○			○	
6	物資集積拠点での物資の受入れ	○	○			○	
7	物資の配分量の決定と伝達	○	○			○	
8	輸送事業者による物資集積拠点から避難所等への配送	○	○	○		○	
9	義援物資の受入れ	○	○			○	
10	物資の一時保管	○	○			○	
11	適正な保管を行うための物資量の調整	○			○		

(1) 物資集積拠点の開設、運営の連絡

ア 避難支援班は、物資集積拠点の開設日時の決定後、拠点の所在地、開設時間等を北海道に報告する。

イ 物資チーム(統括担当)は、「物資調達・輸送調整等支援システム」に拠点の開設情報を登録する。

チェック項目	担当
☐ 物資集積拠点の運営情報を北海道へ報告	避難支援班
☐ 物資集積拠点の開設情報を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：物資拠点状況一覧 > 物資拠点情報登録】	統括担当

(2) 車両提供可能リストの作成

ア 物資チーム(車両手配担当)は、様式5-1(車両手配問合せ票)を使用して、各輸送事業者提供可能な車両とその台数、提供可能日の見通しを問い合わせ、輸送事業者からの回答を踏まえ、様式5-5(車両台数リスト)を日別に作成する。

チェック項目	担当
☐ 車両台数リストを日別に作成	車両手配担当

(3) 物資集積拠点における調達物資の確保

【物資集積拠点を經由する配送(間接配送)について】

弁当やおにぎりなど、日持ちのしない食料については、避難所への直接配送が望ましいが、それ以外の物資については、基本的に物資集積拠点を經由する間接配送とする。

(物資集積拠点を經由せず、避難所に直接配送する場合は、P35～P38 参照)

ア 物資チーム(物資調整担当)は、避難者数等を基に必要な物資の種類と量を算出し、様式2(ニーズ管理票)に整理する。

イ 物資チーム(物資調整担当)は、必要な物資の提供の可否について様式3-1(物資問合せ票)を作成する。物資チーム(調達担当)は、様式3-1を使用して物資供給事業者に問合せを行う。

ウ 物資供給事業者は、提供可能な物資について様式3-1を使用して回答する。

エ 物資チーム(物資調整担当)は、様式2と様式3-1の各物資供給事業者の提供可能な物資とを照らし合わせ、様式7(避難所配分計画)を作成する。

オ 物資チーム(物資調整担当)は、様式7を踏まえ、物資供給事業者別に様式3-2(物資発注票)を作成する。

カ 様式3-1で自家配送不可との回答の場合、物資チーム(物資調整担当)は物資チーム(車両手配担当)に車両確保見込みを確認する。物資チーム(車両手配担当)は、「サ」以降の車両調整を開始する。

キ 物資チーム(調達担当)は、様式3-2を使用して、物資供給事業者に必要な物資の提供を要請する(発注確定)(緊急を要する場合は、口頭、電話等の手段により発注確定を連絡する)。

ク 物資供給事業者は、様式3-2に自家配送が可能な場合は車両情報を、自家配送ができない場合は集荷場所を記入し、物資チーム(調達担当)に返送する。その際、物資により集積場所が異なる場合は、様式3-2を分けて記入し、物資チーム(調達担当)に返送する。

ケ 物資チーム(調達担当)は様式3-2の内容を確認する。

※ 物資供給事業者による自家配送不可の場合は、下記「ソ」のとおり、「車両情報」を記入し、物資供給事業者に送付する。

コ 物資供給事業者は、物資の調達(製造・購入等)を行う。

チェック項目	担当
☐ 避難所ごとの必要な物資量の算出・整理	物資調整担当
☐ 避難所配分計画の作成	物資調整担当
☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当
☐ 物資の調達(製造・購入等)	物資供給事業者

(物資供給事業者が自家配送「不可」の場合)

サ 物資チーム(車両手配担当)は、様式3-2を基に物流専門家の協力を得ながら、各集荷場所から物資集積拠点までの配送に必要な車両の大きさ別の台数を算出する。

シ 物資チーム(車両手配担当)は、必要な車両台数と様式5-5を照らし合わせ、様式5-2(輸送依頼票)を作成する。

ス 物資チーム(車両手配担当)は、様式5-2を使用して、輸送事業者に輸送を要請する(発注確定)(緊急を要する場合は、口頭、電話等の手段により発注確定を連絡する)。

セ 輸送事業者は、様式5-2に車両情報を記入して、物資チーム(車両手配担当)に返送する。

ソ 物資チーム(車両手配担当)は拠点担当に様式5-2を送付する。

タ 物資チーム(調達担当)は、様式5-2を基に様式3-2に車両情報を記入し、物資供給事業者に送付する。

チ 拠点担当は、拠点運営事業者に物資の受入準備を依頼する。拠点運営事業者は受入準備を行う(「(5) 物資集積拠点における物資の受入準備」(P31)を参照)。

ツ 物資供給事業者は、様式3-2を参照し、物資の搬出準備を行う。

テ 輸送事業者(ドライバー)は、様式5-2を3枚持参し指定された日・時間帯に集荷場所へ向かう。

ト 輸送事業者(ドライバー)は、集荷場所で荷積みが完了したら、様式5-2の1部にサインを受領するとともに、輸送事業者(ドライバー)のサインをした1部を物資供給事業者に渡す。

ナ 輸送事業者は、指定された物資集積拠点へ輸送する。

ニ 拠点担当及び拠点運営事業者は、物資を確認して受け取るとともに、輸送事業者(ドライバー)から様式5-2を2部受け取り、物資供給事業者のサインがある1部にサインをして輸送事業者に渡す(納品書の場合もある)。(輸送事業者は、サインをもらった様式5-2を費用請求時に使用する)

ヌ 拠点担当は、物資チーム(物資調整担当)に受取報告を行う。また、入荷状況、在庫状況を

記録する（「(6) 物資集積拠点での物資の受入れ」（P31）を参照）。

ネ 物資チーム（物資調整担当）は、「物資調達・輸送調整等支援システム」に在庫状況を登録する。

チェック項目	担当
☐ 必要車両台数の算出	車両手配担当 物流専門家
☐ 輸送事業者へ輸送車両の手配要請	車両手配担当
☐ 物資供給事業者へ輸送事業者の車両情報の伝達	調達担当
☐ 物資供給事業者からの集荷、物資集積拠点への輸送	輸送事業者
☐ 調達物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 調達物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 入出庫記録	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 調達物資受取報告、在庫状況報告	拠点担当
☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当

（物資供給事業者が自家配送「可」の場合） ※ア～ケは同じ。

ノ 物資チーム（調達担当）は、物資供給事業者が自家配送可の場合は様式3-2を物資集積拠点に転送する。

ハ 拠点担当は、拠点運営事業者に物資の受入準備を依頼する。拠点運営事業者は受入準備を行う（「(5) 物資集積拠点における物資の受入準備」（P31）を参照）。

ヒ 物資供給事業者は、様式3-2を2枚持参して物資集積拠点に物資を輸送・納品する。

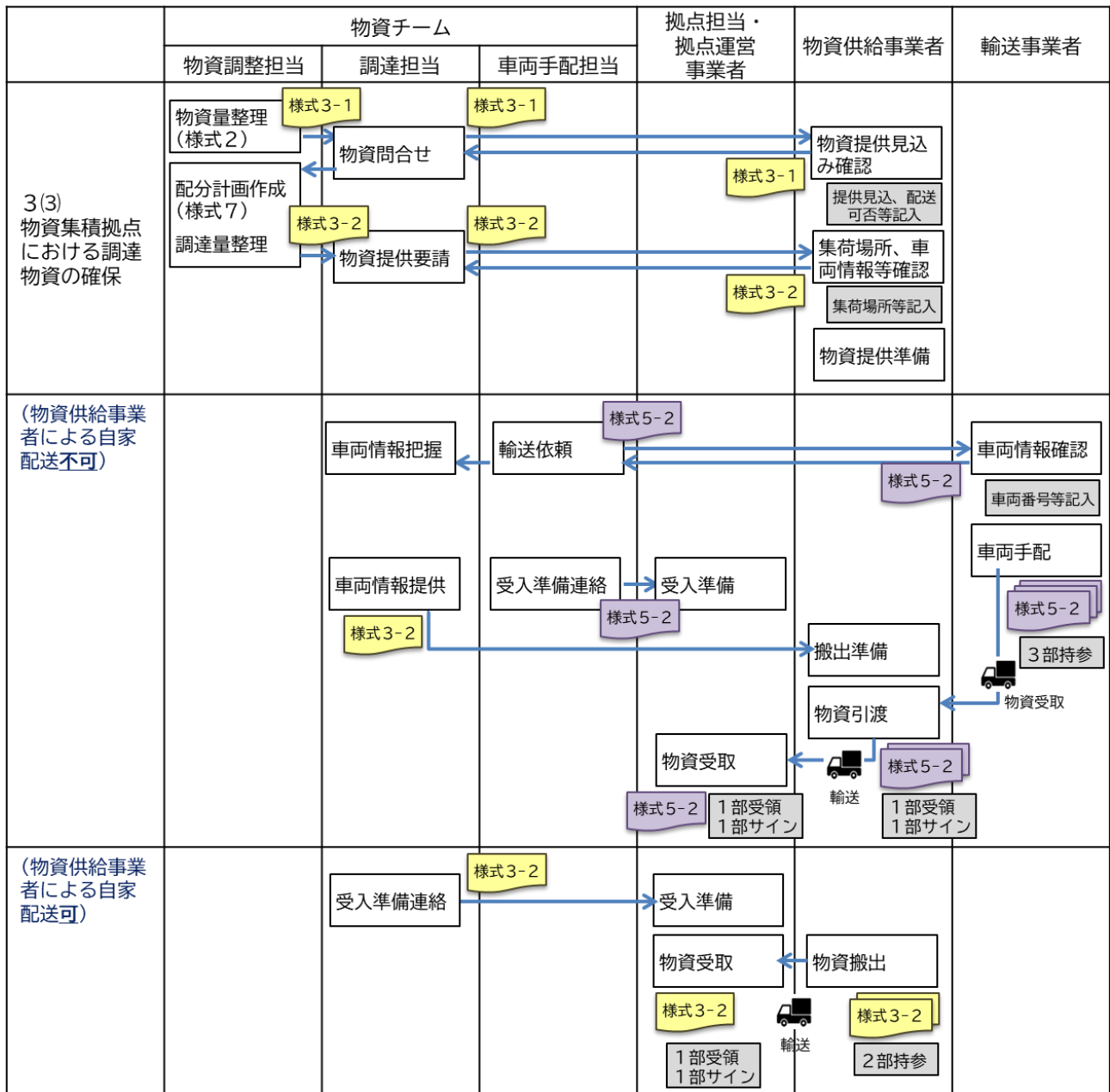
フ 拠点担当及び拠点運営事業者は、物資が到着した際に、物資を確認して受け取るとともに、物資供給事業者から様式3-2を2部受け取り、1部はサインして物資供給事業者に渡す（納品書の場合もある）。（物資供給事業者は、サインをもらった様式3-2を費用請求時に使用する）

ヘ 拠点担当は、物資チーム（物資調整担当）に受取報告を行う。また、入荷状況、在庫状況を記録する（「(6) 物資集積拠点での物資の受入れ」（P31）を参照）。

ホ 物資チーム（物資調整担当）は、「物資調達・輸送調整等支援システム」に在庫状況を登録する。

チェック項目	担当
☐ 調達物資の輸送	物資供給事業者
☐ 調達物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 調達物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者

チェック項目	担当
☐ 入出庫記録	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 調達物資受取報告、在庫状況報告	拠点担当
☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当



調達物資の問合せ・発注について

物資の問合せから発注までの時間が長くなると、物資の状況が変動する。小売店舗では、在宅避難者等に必要な食料や生活必需品の供給を行っていることも踏まえ、可能な限り早期に、問合せから発注までのタイムスケジュールを設定し、物資供給事業者へ目安を伝える。

(4) 国・道からの救援物資の確保

- ア 物資チーム(物資調整担当)は、札幌市で調達できない物資があるときは、避難支援班へ連絡する。避難支援班は、調達できない物資について、市災対本部を通じ道へ依頼する。
- イ 避難支援班は、国・道からの支援物資の提供連絡があった際には、配送される物資の情報を確認し、物資チーム(物資調整担当)に伝達する。
- ウ 物資チーム(物資調整担当)は、様式5-2に記載し(又は、国・北海道等から届いた文書)、拠点担当に送付する。
- エ 物資チーム(物資調整担当)は、「物資調達・輸送調整等支援システム」に納入先、調達情報、車両情報を登録する。【同システム：要請情報登録(都道府県へ支援要請)から入力】

チェック項目	担当
☐ 調達できない物資について北海道に依頼	避難支援班
☐ 国・北海道等からの物資の情報を確認	避難支援班
☐ 拠点担当への伝達	物資調整担当

(5) 物資集積拠点における物資の受入準備

- ア 拠点担当は、物資チーム(物資調整担当)から様式3-2又は様式5-2を受け取り、物資供給事業者や国・北海道等から配送される物資を確認し、拠点運営事業者に伝達する。
- イ 拠点運営事業者は、救援物資及び調達物資の品目・数量、荷姿等を考慮し、物資の受入れに必要な準備を行う。

※各物資集積拠点での物資の受入準備の具体的項目は、「物資集積拠点運営マニュアル」を参照

チェック項目	担当
☐ 調達物資及び救援物資等の内容、量、到着予定日等の把握	拠点担当
☐ 物資受入準備	拠点運営事業者 拠点担当
☐ レイアウトの検討・決定	拠点運営事業者 拠点担当

(6) 物資集積拠点での物資の受入れ

- ア 拠点担当及び拠点運営事業者は、物資チームから届いた様式3-2又は様式5-2を参考に、調達物資及び救援物資の検品、受入れを行うとともに様式6に入庫状況を記録する。
- イ 拠点担当は、物資チーム(物資調整担当)に受取報告を行う。また、在庫状況について様式4(在庫管理表)を使って定期的に報告する。
- ウ 物資チーム(物資調整担当)は、国・道からの救援物資を受け取った場合、「物資調達・輸送調整等支援システム」に、要請した物資に対し、到着確認を行う。
- エ 物資チーム(物資調整担当)は、その他調達物資を受け取った場合、「物資調達・輸送調整等支援システム」に、在庫状況を登録する。

チェック項目	担当
☐ 調達物資、救援物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 調達物資、救援物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 入出庫記録	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 調達物資、救援物資の受取報告、在庫状況報告	拠点担当
☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(国・道からの救援物資) 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当
☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(調達物資) 【同システム：物資拠点＞入庫登録】	物資調整担当

(7) 物資の配分量の決定と伝達

- ア 物資チーム(物資調整担当)は、様式7を作成し、各避難所への物資の配分量を決定する。
- イ 物資チーム(物資調整担当)は、様式7を拠点担当に送付する。
- ウ 拠点担当は、様式7を拠点運営事業者に伝達する。拠点運営事業者は配分指示に基づき、様式5-3を作成する。
- エ 拠点担当は、拠点運営事業者に物資の搬出準備を依頼する。拠点運営事業者は搬出準備を行う。
- オ 拠点担当は、物資チーム(車両手配担当)に様式5-3を渡す。
- カ 拠点担当は、物資チーム(車両手配担当)と調整の上、様式5-3を使用して輸送事業者に配送を依頼する。

チェック項目	担当
☐ 各避難所への物資の配分量の決定(配分計画の作成)	物資調整担当
☐ 拠点担当に各避難所への物資の配分量の連絡	物資調整担当
☐ 物資の配送準備(仕分け等)	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 輸送事業者への配送要請	拠点担当 拠点運営事業者

(8) 輸送事業者による物資集積拠点から避難所等への配送

- ア 輸送事業者は使用する車両の車両番号等を様式5-3に記入して拠点担当に返送し、指定された日・時間帯に指定された物資集積場所へ車両を派遣する。
- イ 拠点担当は、様式5-3を物資チーム(物資調整担当)へ送付する。
- ウ 物資チーム(物資調整担当)は、様式5-3を避難支援班に渡す。避難支援班は、様式5-3を区災対本部に送付し、物資の配送予定について連絡する。
- エ 拠点担当又は拠点運営事業者は様式5-3を配送先数+1枚を印刷し、到着した輸送事業者(ドライバー)に渡す。
- オ 輸送事業者(ドライバー)は、物資集積拠点に到着後、拠点担当又は拠点運営事業者から様

式5-3を配送先数+1枚を受け取り、物資を積み込み、指定の避難所へ配送する。

カ 輸送事業者(ドライバー)は、避難所に到着後、避難所運営職員に備蓄物資を渡す。また、式5-3を2部渡し、1部は避難所運営職員からサインをもらい受け取る。(以降、同じ1部に各避難所で受取サインをもらう。サインをもらった式5-3は、費用請求時に使用する)

キ 避難所運営職員は、式5-3と届いた備蓄物資を確認し受け取る。式5-3の1部はサインし輸送事業者(ドライバー)に渡す。もう1部は保管する。

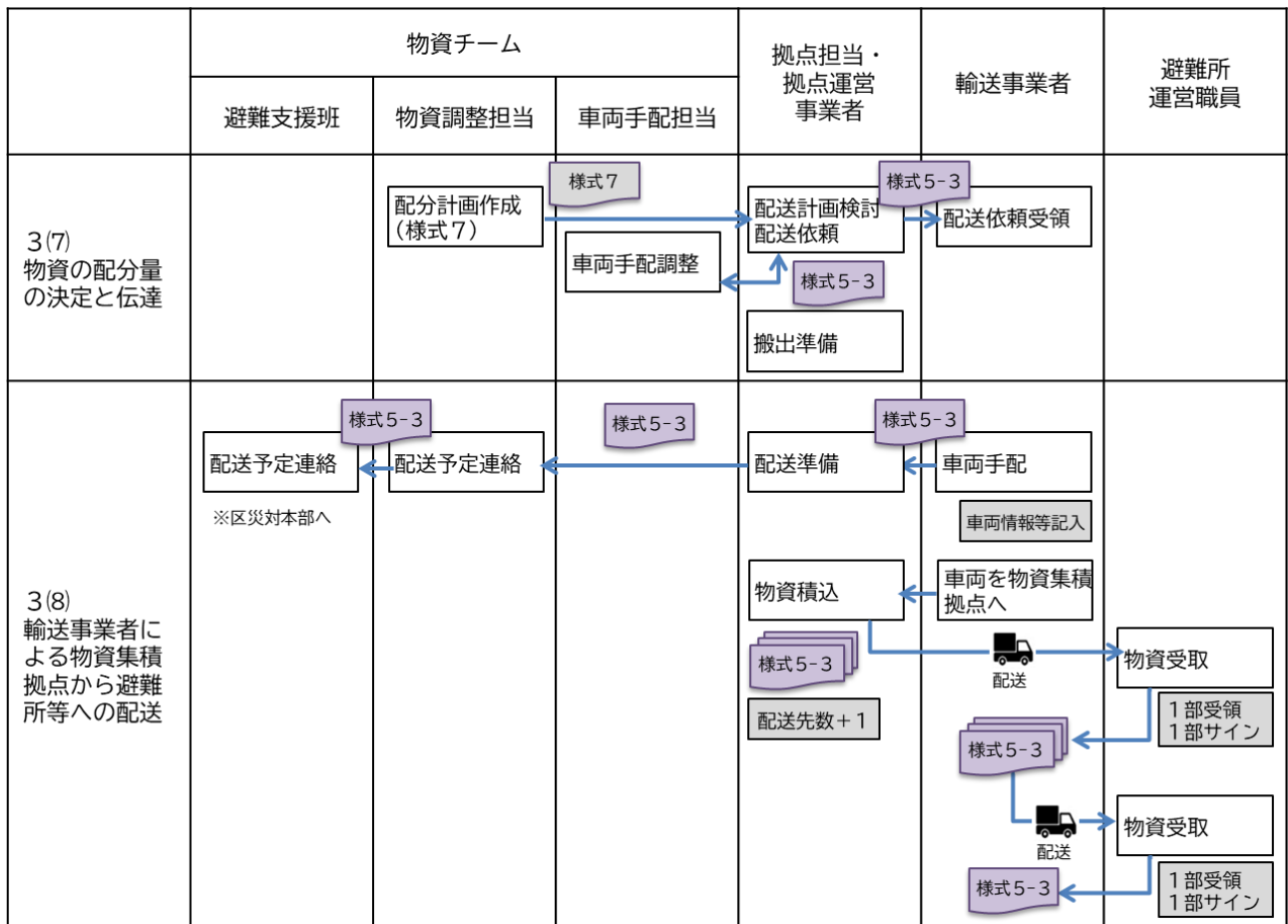
ク 輸送事業者は、配送完了したことを拠点担当に報告する。

ケ 拠点担当は、物資チーム(物資調整担当)に配送結果を報告する。

コ 物資チーム(物資調整担当)は、配送結果を避難支援班に連絡する。

サ 物資チーム(物資調整担当)は、「物資調達・輸送調整等支援システム」に物資集積拠点から納入先への出庫登録を行う。

チェック項目	担当
☐ 輸送事業者の配車予定を確認	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 区災対本部への配送予定連絡	避難支援担当
☐ 物資集積拠点での集荷、避難所への配送	輸送事業者
☐ 物資の受取、確認	避難所運営職員 輸送事業者
☐ 在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：拠点別在庫一覧＞出庫登録】	物資調整担当



(9) 義援物資の受入れ

ア 事前に申請があった民間事業者からの義援物資は、(6)と同様の手続きで受け入れる。

イ 個人からの小口の申し入れ等、事前連絡のない義援物資が届いた場合は、拠点担当は札幌市が指定する別の受入れ場所に再配送するよう指示する。(事前申請のない義援物資は、物資集積拠点では受け取らないことを基本とする。)

チェック項目	担当
☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の検品	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者
☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の受取報告、在庫状況報告	拠点担当
☐ 事前申請のない義援物資の再配送指示	拠点担当 拠点運営事業者

(10) 物資の一時保管

内容物が混載物資の場合、物資集積拠点内の仮置場に蔵置する。

チェック項目	担当
☐ 混載物資を物資集積拠点内仮置き場への蔵置	拠点担当 拠点運営事業者

(11) 適正な保管を行うための物資量の調整(不要不急物資の取扱い)

ア 拠点担当及び拠点運営事業者は、集積した物資の総量が物資集積拠点の保管可能量を上回らないよう、物資集積拠点において保管する物資量について、物資チーム(物資調整担当)と相談しながら、適宜調整する。

イ 不要不急の物資は、当該物資集積拠点以外の一時保管倉庫へ移送する。そのため、物資チーム(物資調整担当)は、拠点担当職員からの相談を受け、必要と判断される場合においては、物資集積拠点以外の一時保管倉庫として利用できる施設を倉庫事業者等と調整し手配する。

ウ 物資チーム(物資調整担当)は、一時保管倉庫に関する情報を拠点担当に伝達する。

チェック項目	担当
☐ 不要不急物資の取扱い調整	拠点担当 拠点運営事業者 物資調整担当
☐ 一時保管倉庫の手配	物資調整担当

(12) 物資供給事業者による避難所への直接配送

【物資集積拠点を經由しない配送(直接配送)について】

物資供給事業者から避難所へ直接配送するのは、「物資集積拠点が立ち上がる前に避難所に調達物資を配送する場合」と「弁当、サンドイッチ、おにぎり等の日持ちのしないものを配送する場合」の2ケースである。

(物資集積拠点を經由する場合(間接配送)は、P27～P30 参照)

※ ア～エは、(3)と同じ手順となる。

ア 物資チーム(物資調整担当)は、避難者数等を基に必要な物資の種類と量を算出し、様式2に整理する。

イ 物資チーム(物資調整担当)は、必要な物資の提供の可否について様式3-1を作成する。

物資チーム(調達担当)は、様式3-1を使用して物資供給事業者に問合せを行う。

ウ 物資供給事業者は、提供可能な物資について様式3-1を使用して回答する。

エ 物資チーム(物資調整担当)は、様式2と様式3-1の各物資供給事業者の提供可能な物資とを照らし合わせ、様式7を作成する。

チェック項目	担当
☐ 避難所ごとの必要な物資量の算出・整理	物資調整担当
☐ 物資供給事業者に物資の提供について問合せ	調達担当
☐ 避難所配分計画の作成	物資調整担当

(物資供給事業者が自家配送「可」の場合)

オ 物資チーム(物資調整担当)は、様式7を踏まえ、物資供給事業者別に様式3-3(物資発注票)を作成する。

カ 物資チーム(調達担当)は、様式3-3を使用して、物資供給事業者に必要な物資の提供を

- 要請する(発注確定)(緊急を要する場合は、口頭、電話等の手段により発注確定を連絡する。
- キ 物資供給事業者は、様式 3-3 に車両情報を記入し、物資チーム(調達担当)に返送する。
- ク 物資供給事業者は、物資の調達(製造・購入等)を行う。
- ケ 物資チーム(調達担当)は、物資チーム(物資調整担当)に様式 3-3 を渡す。
- コ 物資チーム(物資調整担当)は、様式 3-3 を避難支援班に渡す。避難支援班は、様式 3-3 を区災対本部に送付し、物資の配送予定について連絡する。
- サ 物資供給事業者(ドライバー)は、様式 3-3 を配送先数+1部を持参し、指定の避難所に配送する。
- シ 物資供給事業者(ドライバー)は、避難所に到着後、避難所運営職員に物資を渡す。また、様式 3-3 を2部渡し、共通する1部は避難所運営職員からサインをもらい受け取る。(以降、同じ1部に各避難所で受取サインをもらう。サインをもらった様式 3-3 は、費用請求時に使用する)
- ス 避難所運営職員は、物資を確認し受け取る。また、物資供給事業者(ドライバー)から様式 3-3 を2部受け取り、1部はサインして物資供給事業者(ドライバー)に渡す。もう1部は保管する。
- セ 物資供給事業者は、配送完了したことを物資チーム(調達担当)に報告する。
- ソ 物資チーム(調達担当)は、物資チーム(物資調整担当)に配送結果を報告する。
- タ 物資チーム(物資調整担当)は、配送結果を避難支援班に連絡する。

チェック項目	担当
☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当
☐ 物資の調達(製造・購入等)、配送	物資供給事業者
☐ 区役所への配送予定連絡	避難支援班
☐ 調達物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 物資供給事業者

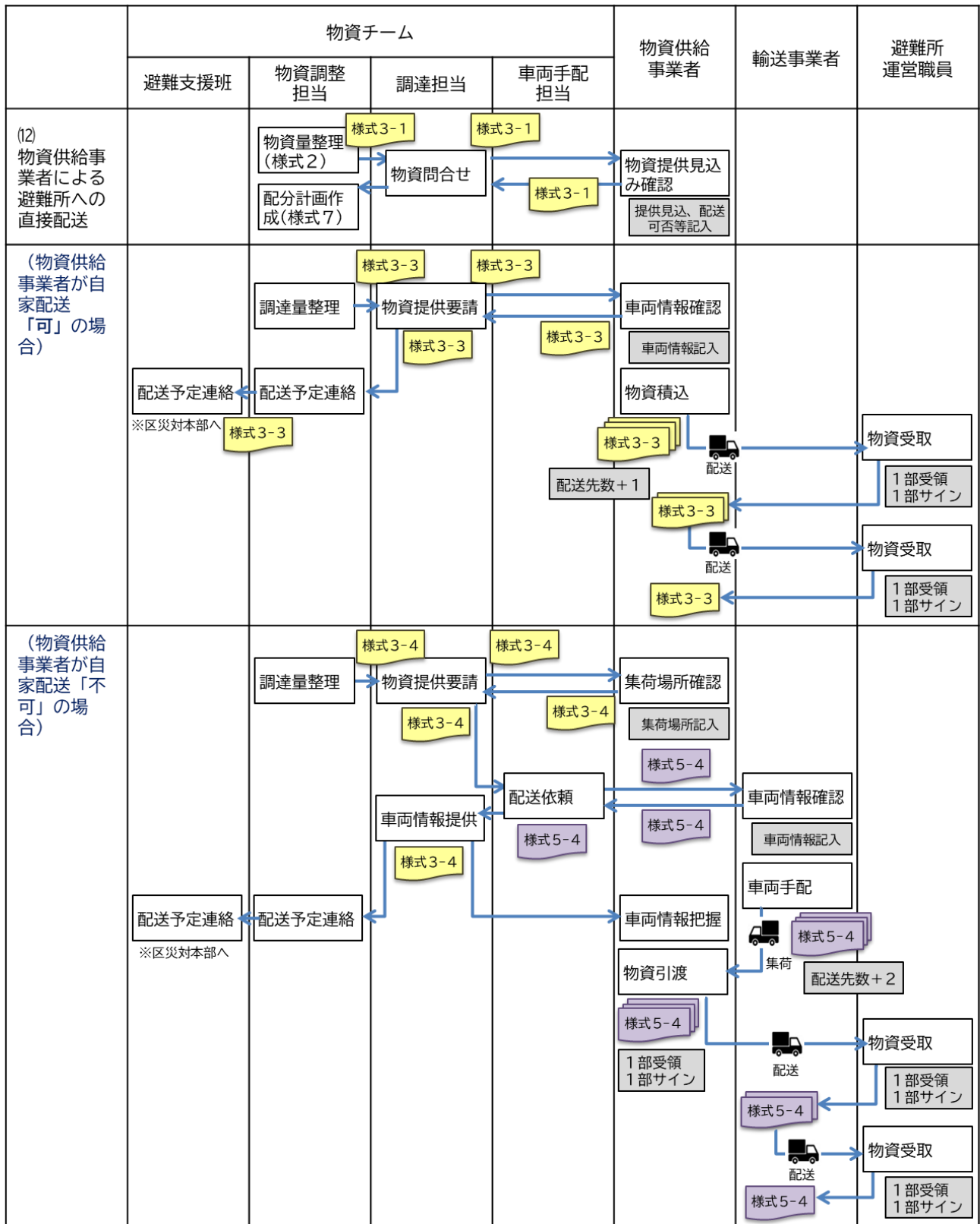
(物資供給事業者が自家配送「不可」の場合)

- チ 物資チーム(物資調整担当)は、様式 7 を踏まえ、物資供給事業者別に様式 3-4 (物資発注票)を作成する。
- ツ 物資チーム(物資調整担当)は物資チーム(車両手配担当)に車両確保見込みを確認する。物資チーム(車両手配担当)は、「ヌ」以降の車両調整を開始する。
- テ 物資チーム(調達担当)は、様式 3-4 を使用して、物資供給事業者に必要な物資の提供を要請する(発注確定)(緊急を要する場合は、口頭、電話等の手段により発注確定を連絡する)。
- ト 物資供給事業者は、様式 3-4 に集荷場所を記入し、物資チーム(調達担当)へ返送する。その際、物資により集積場所が異なる場合は、様式 3-4 を分けて記入し、物資チーム(調達担当)に返送する。
- ナ 物資供給事業者は、物資の調達(製造・購入等)を行う。
- ニ 物資チーム(調達担当)は、物資供給事業者から受領した様式 3-4 を物資チーム(車両手配担当)に渡す。

- ヌ 物資チーム(車両手配担当)は、様式3-4を基に物流専門家の協力を得ながら、各集荷場所から避難所までの配送に必要な車両の大きさ別の台数を算出する
- ネ 物資チーム(車両手配担当)は必要な車両台数と様式5-5を照らし合わせ、様式5-4(配送依頼票)を作成する。
- ノ 物資チーム(車両手配担当)は、様式5-4を使用して輸送事業者に配送を要請する(発注確定)(緊急を要する場合は、口頭、電話等の手段により発注確定を連絡する)。
- ハ 輸送事業者は様式5-4に車両情報を記入して、物資チーム(車両手配担当)に返送する。
- ヒ 物資チーム(車両手配担当)は、輸送事業者から受領した様式5-4を物資チーム(調達担当)に渡す。
- フ 物資チーム(調達担当)は、様式5-4の情報を、先に受領した様式3-4に車両情報等を記入し、物資供給事業者に送付する。
- ヘ 物資供給事業者は、様式3-4を参照し、物資の搬出準備を行う。
- ホ 物資チーム(物資調整担当)は、様式3-4を避難支援班に渡す。避難支援班は、様式3-4を区災対本部に送付し、物資の配送予定について連絡する。
- マ 輸送事業者(ドライバー)は、様式5-4を配送先数+2部を持参し、指定された日・時間帯に集荷場所へ向かう。
- ミ 輸送事業者(ドライバー)は、集荷場所で荷積みが完了したら、様式5-4の1部にサインを受領するとともに、輸送事業者(ドライバー)のサインを入れた1部を物資供給事業者に渡す(以降、物資供給事業者がサインした1部に、各避難所での受取サインをもらう。サインをもらった様式5-4は、費用請求時に使用する)。
- ム 輸送事業者(ドライバー)は、避難所に配送する。
- メ 輸送事業者(ドライバー)は、避難所に到着後、避難所運営職員に備蓄物資を渡す。また、様式5-4を2部渡し、1部は避難所運営職員からサインをもらい受け取る。
- モ 避難所運営職員は、物資を確認し受け取る。また、輸送事業者から様式5-4を2部受け取り、1部はサインして輸送事業者(ドライバー)に渡す。もう1部は保管する。
- ヤ 輸送事業者は、配送完了したことを物資チーム(車両手配担当)に報告する。
- ユ 物資チーム(車両手配担当)は、物資チーム(物資調整担当)に配送結果を報告する。
- ヨ 物資チーム(物資調整担当)は、配送結果を避難支援班に連絡する。

チェック項目	担当
☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当
☐ 物資の調達(製造・購入等)	物資供給事業者
☐ 必要車両台数の算出	車両手配担当 物流専門家
☐ 輸送事業者に輸送車両の手配要請	車両手配担当
☐ 物資供給事業者へ輸送事業者の車両情報の伝達	調達担当
☐ 区災対本部への配送予定連絡	避難支援班

チェック項目	担当
☐ 物資供給事業者での集荷、避難所への配送	輸送事業者
☐ 調達物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 物資供給事業者



4 フェーズ4 プル型支援による物資の供給

【プル型支援による物資供給の基本的な考え】

フェーズ4では、避難者における具体的なニーズに応じた物資を供給する。

なお、特にニーズ対応が必要な物資として、衣服、要配慮者用(アレルギー対応食、ミルク、ハラル食等)や避難所運営に必要な物資(炊き出し用品等)が挙げられる。

【プル型支援による物資供給の基本的な流れ】

プル型支援における物資供給の基本的な流れは、プッシュ型支援と基本的には同じである。

すなわち、物資集積拠点に物資供給事業者から調達した物資を一旦集積し、物資集積拠点から避難所に配送する。物資の配送にあたっては、輸送事業者が行うことが基本であるが、物資供給事業者が物資集積拠点まで自ら配送可能な場合もある。

この時期の物資供給については、図5のとおり、配送の2日前に物資集積拠点の在庫状況と避難所ニーズを確認し、1日前に輸送事業者からの車両情報及び物資供給事業者からの物資情報を基に配分計画を札幌市が作成し、翌日に物資供給事業者及び輸送事業者の協力を得て物資を供給するというサイクルとする。

なお、物資供給事業者の在庫状況により、配送日が数日かかる場合もある。

また、物資供給事業者からの物資提供(納品)先は、物資集積拠点とするが、弁当・おにぎり・サンドイッチ等の日持ちのしないものは避難所に直接配送する。

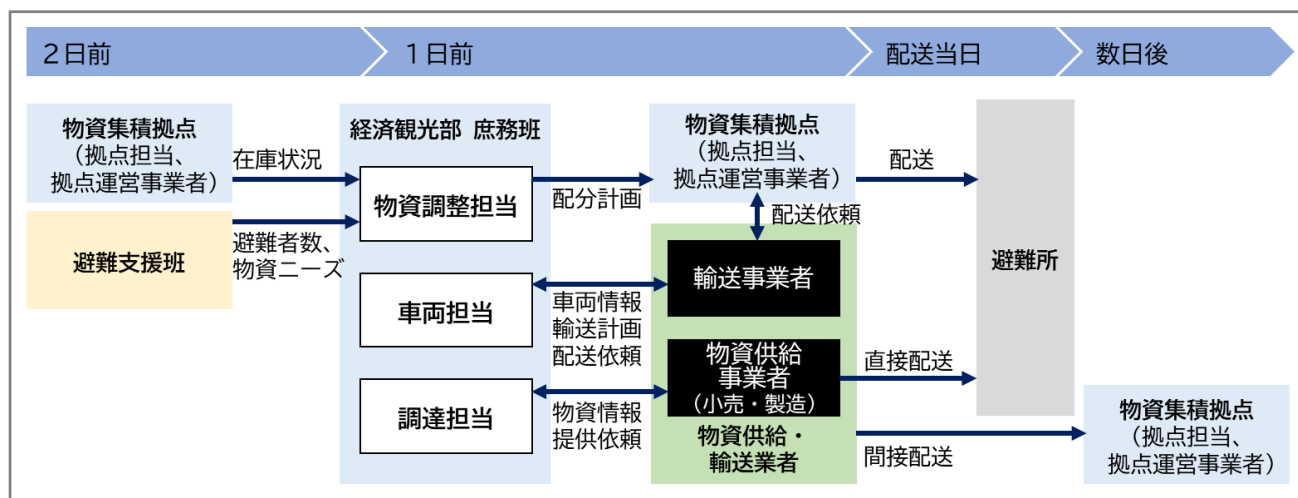


図5 フェーズ4での基本的な流れ

フェーズ4における札幌市と民間事業者の役割

No.	内容	市	物流 専門家	輸送 事業者	倉庫運営 事業者	拠点運営 事業者	物資供給 事業者
1	車両提供可能リストの作成	○		○			
2	避難所ニーズの収集・整理	○	○				
3	物資集積拠点における調達物資の確保	○	○	○		○	○
4	国・北海道等からの救援物資の提供連絡と承諾	○	○				
5	物資集積拠点における物資の受入準備	○	○			○	

No.	内容	市	物流 専門家	輸送 事業者	倉庫運営 事業者	拠点運営 事業者	物資供給 事業者
6	物資集積拠点での物資の受入れ	○	○			○	
7	物資の配分量の決定と伝達	○	○			○	
8	輸送事業者による物資集積拠点から避難所等への配送	○	○	○		○	
9	義援物資の受入れ	○	○			○	
10	物資の一時保管	○	○			○	
11	適正な保管を行うための物資量の調整	○			○		

(1) 車両提供可能リストの作成

ア 物資チーム(車両手配担当)は、様式5-1(車両手配問合せ票)を使用して、各輸送事業者
に提供可能な車両とその台数、提供可能日の見通しを問い合わせ、輸送事業者からの回答を
踏まえ、様式5-5(車両提供可能リスト)を作成する。

イ フェーズ4では、概ね1週間毎にこの手順を行い、向こう1週間程度等一定期間の間に輸
送事業者から提供可能な車両を整理する。

チェック項目	担当
☐ 車両提供可能リストを日別に作成	車両手配担当

(2) 避難所ニーズの収集・整理

ア 避難所運営職員は、避難所の物資ニーズを様式1(食料・物資依頼伝票)に整理し、区災対
本部に連絡する。

イ 区災対本部は、区内全避難所の情報を避難支援班に報告する。

ウ 避難支援班は、全区分の物資ニーズを様式2に取りまとめ、物資チーム(物資調整担当)に
定期的に報告する。

エ 物資チーム(物資調整担当)は、避難支援班からの報告を基に、避難所ごとの必要物資品目・
数量を整理する。

オ 物資チーム(物資調整担当)は、拠点担当から届いた様式4の在庫状況を確認し、様式7(避
難所配分計画)を作成する。

カ 物資チーム(物資調整担当)は、新たに必要となる物資量を算出する。

チェック項目	担当
☐ 区内全避難所の物資ニーズの集約・整理、避難支援班への報 告	区災対本部
☐ 全市分の物資ニーズの集約・整理	避難支援班
☐ 避難所配分計画を作成	物資調整担当
☐ 新たに必要な物資量を算出	物資調整担当

※ 以降は、フェーズ3の(3)以降と同じ。

5 要請及び費用請求

要請及び請求については、各社及び各団体と締結している相互協定書及び実施細則に基づき、以下のとおり手続きを行う。

(1) 要請（P18にも記載）

札幌市(物資チーム)から各社及び各団体への要請手続は、原則協力要請書（協定書実施細則様式第1）をもって行う。ただし、緊急を要する場合は口頭、電話等の手段により要請し、事後、協力要請書を提出する場合がある。

(2) 費用申請

協力要請書にて要請した内容にかかる費用については、各社及び各団体から札幌市(物資チーム)に対し費用申請書（協定書実施細則様式第2）にて申請を行う。また、費用内訳書（協定書実施細則様式第3）（必要な内容が記載されていれば独自様式の利用可）の添付を行う。

なお、実施状況を確認するため、各社及び各団体は、使用した様式3-2～様式3-4、様式5-2～様式5-4の写しの提供を依頼することがあるため、支払い完了まで保管する。

(3) 協議

負担金交付申請書を基に、必要に応じ双方で負担額の協議を行う。

(4) 請求

札幌市(物資チーム)は財源の確保を行い次第、各社及び各団体へ請求の依頼をする。

各社及び各団体は、札幌市に対し請求を行う。

請求は、札幌市の請求書様式や、自社様式(札幌市の請求書の要件を満たすもの)で、請求を行う。

※札幌市ホームページ(請求書の要件)

<https://www.city.sapporo.jp/kaikei/shiharai/seikyusyonoyouken.html>

(5) 支払

札幌市(物資チーム)は、提出のあった請求書に基づき、経費を支払う。

災害時物資供給手順 チェックリスト

項目	担当	状況
フェーズ1 体制の確立		
(1) 市・区災対本部・物資チームの立ち上げ		
☐ 連絡手段の確立	市・区災対本部 物資チーム	着手・確認・完了
☐ 紙ベースでの様式等の準備	市・区災対本部 物資チーム	着手・確認・完了
(2) 避難所等の情報収集整理・報告		
☐ 避難所の開設状況、避難者数等の把握	区災対本部	着手・確認・完了
☐ 避難者数等情報の市災対本部への報告	区災対本部	着手・確認・完了
☐ 避難者数等情報の把握	避難支援班 統括担当	着手・確認・完了
☐ 道路状況等の把握	市災対本部 (道路管理班)	着手・確認・完了
☐ 避難所の開設情報を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：避難所状況＞避難所概況＞避難所 情報登録】	避難支援班	着手・確認・完了
(3) 関係機関の状況把握		
☐ 各協定締結事業者の被災状況の報告依頼	物資調整担当	着手・確認・完了
(4) 物資チームミーティング(経済観光部庶務班)の開催		
☐ 使用する物資集積拠点、体制(拠点別担当事業者)等について協議	物資チーム(経済 観光部庶務班)	着手・確認・完了
(5) 防災備蓄倉庫の被災状況把握、倉庫担当職員の配置		
☐ 防災備蓄倉庫の被災状況の確認	施設管理者 避難支援班	着手・確認・完了
☐ 防災備蓄倉庫への倉庫担当の配置	避難支援班	着手・確認・完了
(6) 物資集積拠点の確保、拠点担当職員の配置		
☐ 物資集積拠点候補施設の被災状況、使用可否の確認	拠点担当	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点として使用する施設の検討	拠点担当	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点として使用する施設の決定	市災対本部	着手・確認・完了
☐ 施設管理者への協力要請、連絡	拠点担当	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点の使用準備	施設管理者	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点への職員の配置	拠点担当	着手・確認・完了
☐ 拠点運営用のフォークリフト等(ハンドリフト、パレット等)の手配、確保見込み確認	拠点担当	着手・確認・完了

項目		担当	状況
	☐ 養生など施設開設に向けた準備を行う事業者の手配、対応可否確認	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 車両整理等を行う警備員の手配、対応可否確認	拠点担当	着手・確認・完了
	(7) 物資チームにおける物流専門家の確保		
	☐ 物流専門家の派遣要請、確保見込み確認	物資調整担当	着手・確認・完了
	(8) 配送手段の確保		
	☐ 輸送事業者への車両及び人員等の確保・提供の要請	車両手配担当	着手・確認・完了
	☐ 輸送事業者からの連絡に基づく、車両等の確保可能台数、車種の確認	車両手配担当	着手・確認・完了
	☐ 要請する台数、車種の目安を算出	車両手配担当	着手・確認・完了
	☐ 各輸送事業者への車両等の派遣準備の要請	車両手配担当	着手・確認・完了
	(9) 防災備蓄倉庫における倉庫運営事業者の確保		
	☐ 協定締結事業者に倉庫運営の可否を確認	物資調整担当	着手・確認・完了
	☐ 倉庫運営事業者としての対応が可能な事業者に協力要請	物資調整担当	着手・確認・完了
	☐ 倉庫運営事業者の人員、資機材等の確認	物資調整担当	着手・確認・完了
	☐ 必要な資機材等の手配	避難支援班 物資調整担当	着手・確認・完了
	(10) 物資集積拠点における拠点運営事業者の確保		
	☐ 協定締結事業者に拠点運営の可否を確認	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 拠点運営が可能な事業者に協力要請	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 拠点運営事業者の人員、資機材等の確保可能数の確認	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 必要な資機材等の手配	拠点担当	着手・確認・完了
	(11) 物資集積拠点の設営		
	☐ 物資集積拠点の設営(養生、資機材、人員)	拠点担当 施設管理者 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	(12) 店舗等の再開予定の確認		
	☐ 協定締結事業者に物資供給事業者としての対応可否を確認	調達担当	着手・確認・完了
	☐ 小売事業者に店舗の再開予定を確認	調達担当	着手・確認・完了

項目	担当	状況
フェーズ2 備蓄物資の活用		
(1) 備蓄物資の避難所への配送		
ア 輸送事業者による配送が可能な場合		
☐ 各避難所への備蓄物資の配送数量の確認	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 輸送事業者に対する避難所への配送要請	避難支援班 物資調整・車両手配担当	着手・確認・完了
☐ 車両情報の確認	車両手配担当	着手・確認・完了
☐ 区災対本部へ備蓄物資の配送予定連絡	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 備蓄物資の配送準備(数量の確認、仕分け等)	倉庫運営事業者 倉庫担当	着手・確認・完了
☐ 備蓄物資の積込確認	輸送事業者 倉庫運営事業者 倉庫担当	着手・確認・完了
☐ 備蓄物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 輸送事業者	着手・確認・完了
☐ 配送結果の確認	輸送事業者 車両手配担当 物資調整担当 避難支援班	着手・確認・完了
イ 輸送事業者による配送が不可能な場合		
☐ 各避難所への備蓄物資の配送数量の確認	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 配送する職員、手段(公用車、タクシー等)の準備	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 区災対本部へ備蓄物資の配送予定連絡	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 備蓄物資の配送準備(数量の確認、仕分け等)	倉庫運営事業者 倉庫担当	着手・確認・完了
☐ 備蓄物資の積込確認	配送を行う職員 倉庫運営事業者 倉庫担当	着手・確認・完了
☐ 備蓄物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 配送を行う職員	着手・確認・完了
☐ 配送結果の確認	配送を行う職員 避難支援班	着手・確認・完了
(2) 防災備蓄倉庫、避難所の備蓄物資数量等の整理・記録		
☐ 防災備蓄倉庫、避難所の備蓄物資数量等の整理・記録	避難支援班	着手・確認・完了

項目	担当	状況
フェーズ3 プッシュ型支援による物資の供給		
(1) 物資集積拠点の開設、運営の連絡		
☐ 物資集積拠点の運営情報を北海道へ報告	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点の開設情報を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：物資拠点状況一覧 > 物資拠点情報登録】	統括担当	着手・確認・完了
(2) 車両提供可能リストの作成		
☐ 車両台数リストを日別に作成	車両手配担当	着手・確認・完了
(3) 物資集積拠点における調達物資の確保		
【物資集積拠点を經由する配送(間接配送)について】		
☐ 避難所ごとの必要な物資量の算出・整理	物資調整担当	着手・確認・完了
☐ 避難所配分計画の作成	物資調整担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者へ物資の提供要請	調達担当	着手・確認・完了
☐ 物資の調達(製造・購入等)	物資供給事業者	着手・確認・完了
(物資供給事業者が自家配送「不可」の場合)		
☐ 必要車両台数の算出	車両手配担当 物流専門家	着手・確認・完了
☐ 輸送事業者へ輸送車両の手配要請	車両手配担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者へ輸送事業者の車両情報の伝達	調達担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者からの集荷、物資集積拠点への輸送	輸送事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 入出庫記録	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(国・道からの救援物資) 【同システム：輸送状況一覧>物資配分計画>在庫引当】	物資調整担当	着手・確認・完了
(物資供給事業者が自家配送「可」の場合)		
☐ 調達物資の輸送	物資供給事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了

項目		担当	状況
☐	入在庫記録	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐	調達物資受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
☐	物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当	着手・確認・完了
(4) 国・道からの救援物資の確保			
☐	調達できない物資について北海道に依頼	避難支援班	着手・確認・完了
☐	国・北海道等からの物資の情報を確認	避難支援班	着手・確認・完了
☐	拠点担当への伝達	物資調整担当	着手・確認・完了
(5) 物資集積拠点における物資の受入準備			
☐	調達物資及び救援物資等の内容、量、到着予定日等の把握	拠点担当	着手・確認・完了
☐	物資受入準備	拠点運営事業者 拠点担当	着手・確認・完了
☐	レイアウトの検討・決定	拠点運営事業者 拠点担当	着手・確認・完了
(6) 物資集積拠点での物資の受入れ			
☐	調達物資、救援物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐	調達物資、救援物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐	入在庫記録	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐	調達物資、救援物資の受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
☐	物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(国・道からの救援物資) 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当	着手・確認・完了
☐	物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(調達物資) 【同システム：物資拠点＞入庫登録】	物資調整担当	着手・確認・完了
(7) 物資の配分量の決定と伝達			
☐	各避難所への物資の配分量の決定(配分計画の作成)	物資調整担当	着手・確認・完了
☐	拠点担当に各避難所への物資の配分量の連絡	物資調整担当	着手・確認・完了
☐	物資の配送準備(仕分け等)	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐	輸送事業者への配送要請	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了

項目	担当	状況
(8) 輸送事業者による物資集積拠点から避難所等への配送		
☐ 輸送事業者の配車予定を確認	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 区災対本部への配送予定連絡	避難支援担当	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点での集荷、避難所への配送	輸送事業者	着手・確認・完了
☐ 物資の受取、確認	避難所運営職員 輸送事業者	着手・確認・完了
☐ 在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：拠点別在庫一覧＞出庫登録】	物資調整担当	着手・確認・完了
(9) 義援物資の受入れ		
☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
☐ 事前申請のない義援物資の再配送指示	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
(10) 物資の一時保管		
☐ 混載物資を物資集積拠点内仮置き場への蔵置	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
(11) 適正な保管を行うための物資量の調整(不要不急物資の取扱い)		
☐ 不要不急物資の取扱い調整	拠点担当 拠点運営事業者 物資調整担当	着手・確認・完了
☐ 一時保管倉庫の手配	物資調整担当	着手・確認・完了
(12) 物資供給事業者による避難所への直接配送		
【物資集積拠点を經由しない配送(直接配送)について】		
☐ 避難所ごとの必要な物資量の算出・整理	物資調整担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者に物資の提供について問合せ	調達担当	着手・確認・完了
☐ 避難所配分計画の作成	物資調整担当	着手・確認・完了
(物資供給事業者が自家配送「可」の場合)		
☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当	着手・確認・完了
☐ 物資の調達(製造・購入等)、配送	物資供給事業者	着手・確認・完了
☐ 区役所への配送予定連絡	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 調達物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 物資供給事業者	着手・確認・完了

項目	担当	状況
(物資供給事業者が自家配送「不可」の場合)		
☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当	着手・確認・完了
☐ 物資の調達(製造・購入等)	物資供給事業者	着手・確認・完了
☐ 必要車両台数の算出	車両手配担当 物流専門家	着手・確認・完了
☐ 輸送事業者へ輸送車両の手配要請	車両手配担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者へ輸送事業者の車両情報の伝達	調達担当	着手・確認・完了
☐ 区災対本部への配送予定連絡	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者での集荷、避難所への配送	輸送事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 物資供給事業者	着手・確認・完了

項目	担当	状況
フェーズ4 プル型支援による物資の供給		
(1) 車両提供可能リストの作成		
☐ 車両提供可能リストを日別に作成	車両手配担当	着手・確認・完了
(2) 避難所ニーズの収集・整理		
☐ 区内全避難所の物資ニーズの集約・整理、避難支援班への報告	区災対本部	着手・確認・完了
☐ 全市分の物資ニーズの集約・整理	避難支援班	着手・確認・完了
☐ 避難所配分計画を作成	物資調整担当	
☐ 新たに必要な物資量を算出	物資調整担当	着手・確認・完了
※(3)～(12)は、フェーズ3と同じ。		
(3) 物資集積拠点における調達物資の確保		
【物資集積拠点を經由する配送(間接配送)について】		
☐ 避難所ごとの必要な物資量の算出・整理	物資調整担当	着手・確認・完了
☐ 避難所配分計画の作成	物資調整担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当	着手・確認・完了
☐ 物資の調達(製造・購入等)	物資供給事業者	着手・確認・完了
(物資供給事業者が自家配送「不可」の場合)		
☐ 必要車両台数の算出	車両手配担当 物流専門家	着手・確認・完了
☐ 輸送事業者に輸送車両の手配要請	車両手配担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者へ輸送事業者の車両情報の伝達	調達担当	着手・確認・完了
☐ 物資供給事業者からの集荷、物資集積拠点への輸送	輸送事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 入出庫記録	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
☐ 調達物資受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(国・道からの救援物資) 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当	着手・確認・完了
(物資供給事業者が自家配送「可」の場合)		
☐ 調達物資の輸送	物資供給事業者	着手・確認・完了

項目		担当	状況
	☐ 調達物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 調達物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 入出庫記録	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 調達物資受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当	着手・確認・完了
(4) 国・道からの救援物資の確保			
	☐ 調達できない物資について北海道に依頼	避難支援班	着手・確認・完了
	☐ 国・北海道等からの物資の情報を確認	避難支援班	着手・確認・完了
	☐ 拠点担当への伝達	物資調整担当	着手・確認・完了
(5) 物資集積拠点における物資の受入準備			
	☐ 調達物資及び救援物資等の内容、量、到着予定日等の把握	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 物資受入準備	拠点運営事業者 拠点担当	着手・確認・完了
	☐ レイアウトの検討・決定	拠点運営事業者 拠点担当	着手・確認・完了
(6) 物資集積拠点での物資の受入れ			
	☐ 調達物資、救援物資の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 調達物資、救援物資の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 入出庫記録	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 調達物資、救援物資の受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(国・道からの救援物資) 【同システム：輸送状況一覧＞物資配分計画＞在庫引当】	物資調整担当	着手・確認・完了
	☐ 物資集積拠点の在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録(調達物資) 【同システム：物資拠点＞入庫登録】	物資調整担当	着手・確認・完了
(7) 物資の配分量の決定と伝達			
	☐ 各避難所への物資の配分量の決定(配分計画の作成)	物資調整担当	着手・確認・完了
	☐ 拠点担当に各避難所への物資の配分量の連絡	物資調整担当	着手・確認・完了

項目		担当	状況
	☐ 物資の配送準備(仕分け等)	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 輸送事業者への配送要請	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
(8) 輸送事業者による物資集積拠点から避難所等への配送			
	☐ 輸送事業者の配車予定を確認	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 区災対本部への配送予定連絡	避難支援担当	着手・確認・完了
	☐ 物資集積拠点での集荷、避難所への配送	輸送事業者	着手・確認・完了
	☐ 物資の受取、確認	避難所運営職員 輸送事業者	着手・確認・完了
	☐ 在庫状況を「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録 【同システム：拠点別在庫一覧＞出庫登録】	物資調整担当	着手・確認・完了
(9) 義援物資の受入れ			
	☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の検品	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の受入れ	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
	☐ 民間事業者からの義援物資(事前申請あり)の受取報告、在庫状況報告	拠点担当	着手・確認・完了
	☐ 事前申請のない義援物資の再配送指示	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
(10) 物資の一時保管			
	☐ 混載物資を物資集積拠点内仮置き場への蔵置	拠点担当 拠点運営事業者	着手・確認・完了
(11) 適正な保管を行うための物資量の調整(不要不急物資の取扱い)			
	☐ 不要不急物資の取扱い調整	拠点担当 拠点運営事業者 物資調整担当	着手・確認・完了
	☐ 一時保管倉庫の手配	物資調整担当	着手・確認・完了
(12) 物資供給事業者による避難所への直接配送			
【物資集積拠点を經由しない配送(直接配送)について】			
	☐ 避難所ごとの必要な物資量の算出・整理	物資調整担当	着手・確認・完了
	☐ 物資供給事業者に物資の提供について問合せ	調達担当	着手・確認・完了
	☐ 避難所配分計画の作成	物資調整担当	着手・確認・完了
(物資供給事業者が自家配送「可」の場合)			
	☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当	着手・確認・完了
	☐ 物資の調達(製造・購入等)、配送	物資供給事業者	着手・確認・完了

項目		担当	状況
	☐ 区役所への配送予定連絡	避難支援班	着手・確認・完了
	☐ 調達物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 物資供給事業者	着手・確認・完了
(物資供給事業者が自家配送「不可」の場合)			
	☐ 物資供給事業者に物資の提供要請	調達担当	着手・確認・完了
	☐ 物資の調達(製造・購入等)	物資供給事業者	着手・確認・完了
	☐ 必要車両台数の算出	車両手配担当 物流専門家	着手・確認・完了
	☐ 輸送事業者へ輸送車両の手配要請	車両手配担当	着手・確認・完了
	☐ 物資供給事業者へ輸送事業者の車両情報の伝達	調達担当	着手・確認・完了
	☐ 区災対本部への配送予定連絡	避難支援班	着手・確認・完了
	☐ 物資供給事業者での集荷、避難所への配送	輸送事業者	着手・確認・完了
	☐ 調達物資の受取、物資の確認	避難所運営職員 物資供給事業者	着手・確認・完了

IV その他継続検討事項

1 冬期の対応

札幌市地域防災計画、冬期に地震が発生した際に、新雪除雪を行うための十分な除排雪体制を確保できない場合、緊急輸送道路やバス路線に加え避難所までの経路を優先して除雪を実施することとなっている。

物資集積拠点や避難所だけでなく、災害医療拠点等、直接人命に関わる施設へ繋がる道路を含む緊急輸送道路が除雪や排雪の優先対象となることから、事前に優先順位を検討する必要がある。

また、災害発生後、物資集積拠点や避難所の周辺等で車両の通行に支障がある場合については、市災対本部にて対応を検討することとなる。

2 配送先の情報共有、物資発注手続きのデジタル化

物資集積拠点の開設時期や、配送先の情報などを札幌市及び事業者間で共有できる方法を検討する。

また、物資発注に関し、自治体及び企業が相互に利用可能なプラットフォームを導入している自治体も増えていることから、物資発注に係る一連の手続き等が簡素化できるよう、Webからアクセス可能なシステム上での情報共有方法を検討する。

3 パレット等の回収・返却

能登半島地震においても、パレットの行先の特定に非常に労力を費やしたケースがあったことから、物資集積拠点に保管スペースを設けるほか、物資供給とは別にパレット返却のための輸送方法の設定など、回収・返却方法を検討する。

V 関連様式

- 様式 1 食料・物資依頼伝票(避難所運営マニュアル様式 10)※令和 6 年 12 月時点の様式
- 様式 2 ニーズ管理票
- 様式 3-1 物資問合せ票
- 様式 3-2 物資発注票(物資集積拠点への納品用)
- 様式 3-3 物資発注票(【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送(自家配送))
- 様式 3-4 物資発注票(【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送(輸送事業者配送))
- 様式 4 在庫管理表
- 様式 5-1 車両手配問合せ票
- 様式 5-2 輸送依頼票(【物資供給事業者】から【物資集積拠点】への輸送用)
- 様式 5-3 配送依頼票(【物資集積拠点・防災備蓄倉庫】から【避難所】配送用)
- 様式 5-4 配送依頼票(【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送用)
- 様式 5-5 車両台数リスト
- 様式 6-1 入出荷記録票(日別)
- 様式 6-2 入出荷記録票(品目別)
- 様式 7 避難所配分計画

- 協定書実施細則 様式第 1_協力要請書
- 協定書実施細則 様式第 2_費用申請
- 協定書実施細則 様式第 3_費用内訳

様式1 食料・物資依頼伝票(避難所運営マニュアル様式10)

食料・物資依頼伝票

伝票No.

避難所名				依頼日時 月 日 時 分			
住所				担当者名 電話 F A X			
分類	品 名	必要数	配送数	分類	品目	必要数	配送数
食料品	アルファ化米	個	個	物資	子ども用紙おむつ S サイズ*	人分	人分
	アルファ化米(アレルギー対応)	個	個		子ども用紙おむつ M サイズ*	人分	人分
	アルファ化米(ハラル認証品)	個	個		子ども用紙おむつ L サイズ*	人分	人分
	クラッカー	袋	袋		大人用紙おむつ	人分	人分
	お粥(高齢者、離乳食期の乳幼児)	個	個		消毒剤	本	本
	レトルト食品	個	個		マスク	箱	箱
	粉ミルク(大缶)	缶	缶		プラスチック手袋	箱	箱
	アレルギー用粉ミルク(大缶)	缶	缶		歯ブラシ	本	本
	哺乳瓶	本	本		生理用品(昼用)	袋	袋
						生理用品(夜用)	袋
飲料	飲料水(500ml)	名分	名分	物資	手廻しラジオライト	個	個
物資	高規格寝袋	個	個				
	毛布	枚	枚				
	段ボールベッド	枚	枚				
	移動式灯油ストーブ	基	基				
	LED ランタン	個	個				
	簡易便座	個	個				
	排便収納袋	袋	袋				
	し尿処理剤	個	個				
	身障者用便座	個	個				
配送担当者 氏名：				受領者サイン 氏名：			

※F A X等により送信してください。

※食料・物資グループは、受領時に「物資受払簿」に記入してください。

－裏面に記載方法－

<様式1(避難所運営マニュアル様式11):「食料・物資依頼伝票」の記載方法及び使用方法>

1 食料・物資グループは伝票に必要事項を記入し、それを総務グループに回付します。

(1)伝票に記入するときは、同一品種、サイズごとに記入します。品目リストにないものは、空白の枠に記載してください。

(2)依頼日時は空欄にしておきます。(総務グループで記入します)

(3)「様式11:食料・物資受払簿」に、依頼した物資の品名ごとに、伝票No.枝番、依頼数量などを転記します。

(4)転記後、伝票を総務グループに回付します。

2 総務グループは、伝票を区災害対策本部に送付します。

(1)伝票に依頼日時を記入し、区災害対策本部にFAX送信します。FAX送信後は、伝票を食料・物資グループに返却します。

(2)FAXが使用できない場合は、その他の通信手段(防災行政無線等)により内容を伝達し、欄外に伝達方法を記載のうえ、伝票を食料・物資グループに返却します。

3 食料・物資グループは、物資受領後、伝票に受領日を記入し、「避難所運営マニュアル様式11:食料・物資受払簿」に受入年月日、数量などを記入します。

※依頼票に記載した物資がすべて届くという保障はありません。

No

記入・提出日：年 月 日

区役所

No.	月日	品目	数量		要請元		備考 (必要性の高い物資、物資の用途、 提供希望日、注意事項を記載)
			個数	単位	区	避難所	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

様式3-1 物資問合せ票

【札幌市←→物資供給事業者】

No. 3-1 - 20241205 - 1

事業者はこの時点では調達（購入等）はしないで下さい。

記入・提出日 年 月 日

関連帳票No.
様式3-

①札幌市 (所屬/担当) (TEL/FAX/E-mail)	↓市が記入		↓市が記入	②物資供給 依頼先 (企業名/担当) (TEL/FAX/E-mail)	↓市が記入	

No	品目（規格等）	必要 時期	問合せ数量		提供可 能月日	修正数量		自家配送		備考 (箱入数等を可能な範囲で記入ください)
			個数	単位		個数	単位	可	不可	
1								可	不可	
2								可	不可	
3								可	不可	
4								可	不可	
5								可	不可	
6								可	不可	
7								可	不可	
8								可	不可	
9								可	不可	
10								可	不可	

様式3-2 物資発注票（物資集積拠点への納品用）

様式3-2 物資発注票

【札幌市←→物資供給事業者】

No. 3-2 - 20241205 - 1

【物資集積拠点】への納品用

記入・提出日 年 月 日

関連帳票 No.	様式3-1
	様式5-2

↓市が記入

①札幌市	(所属/担当)
	(TEL/FAX/E-mail)

↓市が記入

②物資供給 依頼先	(企業名/担当)
	(TEL/FAX/E-mail)

↓市が記入(自家配送不可の場合のみ)

③輸送 依頼先	(企業名/担当)
	(TEL/FAX/E-mail)

【自家配送可】 物資供給事業者が記入。予定日時は物資集積拠点への到着日時
↓【自家配送不可】 市が記入。予定日時は物資供給事業者への集荷日時

	車両番号	車両サイズ	予定日時
④車両情報	車両1		
	車両2		
	車両3		
	車両4		
	車両5		

物資供給事業者が記入(自家配送不可の場合のみ)
↓集荷場所が品目により分けられる場合はシートを分けて市に返送

⑤集荷場所	(企業名/担当)
	(住所)
	(連絡先) ※②と連絡先が異なる場合記入
	(集荷可能日・時間帯)

【自家配送可】

1. 物資供給事業者
④車両情報、⑥物資情報「備考」を記入
2. 物資供給事業者
市(調達担当)に返送
3. 市(調達担当)
物資集積拠点に転送
4. 物資供給事業者
本用紙2枚持参し、
物資集積拠点に物資を輸送・納品

【自家配送不可】

1. 物資供給事業者
⑤集荷場所、⑥物資情報「備考」を記入
2. 物資供給事業者
市(調達担当)に返送
3. 市(調達担当)
物資集積事業者へ送付
4. 物資供給事業者
集荷場所へ輸送事業者へ物資を引き渡す
様式5-2を1部サインし返却、1部受取

⑥物資情報

↓市が記入

↓市が記入

↓市が記入

↓物資供給事業者が記入

No	品目（規格等）	発注数量		納入先 (物資集積拠点のみ)	備考（荷姿、サイズを記入）
		個数	単位		
1					
2					
3					
4					
5					

物資集積拠点
(サイン)

次ページ あり/なし (/)

様式3-3 物資発注票（【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送（自家配送））

樣式3-3 物資発注票

【札幌市←→物資供給事業者】

No 3-3 - 20241205 - 1

【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送用（物資供給事業者による自家配送）

物資供給事業者が避難所に直接配送するものは、弁当、おにぎり等日持ちのしないものに限定することを基本とする

関連帳票No.
様式3-1

記入・提出日

↓市が記入

↓市が記入

①丸堀市	(所属担当)
	(TEL/FAX/E-mail)

②物資供給 依頼先	（企業名/担当）
	（TEL/FAX/E-mail）

【車両毎に作成】

【依頼】 物資供給事業者は③車両情報を記入し、市(調達担当)に返送

【依頼】物資供給事業者は③車両情報を記入し、市(調達担当)に返送

【配送】 物資供給事業者は物資と本用紙を配送先数+1部持参 → 物資と本用紙1部渡す+1部は「印・サイン」欄に全配送先(避難所)の受取サインをもらう

↓物資供給事業者が記入

↓物資供給事業者が記入

↓物資供給事業者が記入

③車兩情報

車両サイズ	2t車
-------	-----

呼番車

避難所配送予定
日・時間帯

--	--

↓市が記入

↓避難所等

[illegible]

様式3-4 物資発注票（【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送（輸送事業者配送））

樣式3-4 物資発注票

【札幌市←→物資供給事業者】

No	3-4	-	20241205	-	1
----	-----	---	----------	---	---

記入・提出日 年 月 日

【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送（輸送事業者による配送）

物資供給事業者が避難所に直接配送するものは、弁当、おにぎり等日持ちのしないものに限定することを基本とする

①札幌市	(所属/担当名)	↓市が記入
	(TEL/FAX/E-mail)	
↓市が記入		
④配送 依頼先	(企業名/担当)	↓市が記入
	(TEL/FAX/E-mail)	

②物資供給 依頼先	(企業名/担当)	↓市が記入	
	(TEL/FAX/E-mail)		
	物資供給事業者が記入 ↓集荷場所が品目により分かれる場合はシートを分けて市に返送		
	(企業名/担当)		
③集荷場所	(住所)	↓市が記入	
	(連絡先)		
	※②と連絡先が異なる場合記入 (集荷可能日・時間帯)		

【車両毎に作成】

1. 物資供給事業者は「集荷場所」を記入し、市(調達担当)に返送
2. 市(調達担当)は「④配送依頼先」「⑤車情報」を記入し
3. 物資供給事業者は集付
物資供給事業者へ送付
物資供給事業者へ物資を引き渡す
様式5-4を1部サインし返却、1部受取

[illegible]

様式4 在庫管理表

様式4 在庫管理表

NO
記入・提出日： 年 月 日

年 月 日 時 時点

物資調整
担当

(所属/担当)
(TEL/FAX/E-mail)

↔

拠点担当

(拠点名)
(所属/担当名)
(TEL/FAX/E-mail)

No	品目	数量		備考
		個数	単位	
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

様式 5－1 車両手配問合せ票 【札幌市←→輸送事業者】

No. 5-1 - 20241205 - 1
記入・提出日 年 月 日

市が各輸送事業者が提供できる車両の見通しを把握するための様式

①札幌市	(所属/担当)
	(TEL/FAX/E-mail)
②物資供給 事業者 連絡先	(企業名/担当)
	(TEL/FAX/E-mail)

③車両手配問合せ

市の問合せ	10 t 車	4 t 車	2 t 車	その他	
	必要台数	必要台数	必要台数	必要台数	仕様(冷蔵・冷凍等)
	台	台	台	台	台

↓輸送事業者が記入 (時期は見通しを記入。(例)月/日のみ、月/日～月/日、月/日から2週間程度など)

事業者の回答	10 t 車	4 t 車	2 t 車	その他	
	必要台数	必要台数	必要台数	必要台数	仕様(冷蔵・冷凍等)
	台	台	台	台	台

市は、各社の回答を様式 5－5 のリストにまとめる

様式5-2 輸送依頼票（【物資供給事業者】から【物資集積拠点】への輸送用）

様式5-2 輸送依頼票

【札幌市←→輸送事業者】

【物資供給事業者】から【物資集積拠点】への輸送用

No. 5-2 - 20241205 - 1

記入・提出日 年 月 日

関連帳票 No.

様式3-1

様式3-2

①輸送先

↓市が記入

<不要なものを削除>大和ハウス プレミストドーム (豊平区)

↓市が記入

②札幌市

↓市が記入

(所属/担当)

(TEL/FAX/E-mail)

↓市が物資供給事業者からの様式3-2から転記

③物資供給事業者連絡先

↓市が記入

(企業名/担当)

(TEL/FAX/E-mail)

↓市が物資供給事業者からの様式3-2から転記

④集荷場所

↓市が記入

(企業名/担当)

(住所)

(連絡先) ※③と連絡先が異なる場合記入

⑤集荷可能日・時間帯

↓市が記入

⑥輸送依頼先

↓市が記入

(企業名/担当)

(TEL/FAX/E-mail)

⑦手配台数

↓市 (物流専門家) が記入

大ささ 10 t 車 台

↑10t車、4t車

⑧車両情報

↓輸送事業者が記入後、市に返送

車両番号

集荷場所到着予定日・時間帯

物資集積拠点到着日・時刻帯

車両1

車両2

車両3

車両4

車両5

【依頼】

1. 輸送事業者は「⑧車両情報」を記入し、市に返送
(※市(調達担当)は「様式3-2」に車両情報を記入 → 物資供給事業者に送付)

【輸送】

1. ドライバーは本用紙3部持参し、④集荷場所へ向かう

2. ドライバーは集荷場所での物資を受け取り、本用紙1部にドライバー欄のサインをして渡す
1部に集荷場所欄のサインをもらう

3. ドライバーは物資を①輸送先(物資集積拠点)に輸送し、物資と本用紙1部を渡す
集荷場所にサインのある1部にサインをもらう

※輸送事業者は、集荷場所、ドライバー、輸送先(拠点)にサインがある用紙を請求時に使用

No

品目 (規格等)

数量

個数

単位

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

集荷場所

↓引渡サイン

ドライバー

↓受取サイン

輸送先 (拠点)

↓受取サイン

[illegible]

様式5-4 配送依頼票（【物資供給事業者】から【避難所】に直接配送用）

[illegible]

様式 5-5 車両台数リスト

様式5-5 車両台数リスト

田 月 年 藍 田

[illegible]

様式 6 - 1 入出荷記録票 (日別)

様式 6 - 1 入出荷記録票

No. 6 - 20241205 - 1

記入・提出日： 年 月 日

年 月 日 分

拠点名：

No.	時間	入荷 出荷	入荷元 出荷先	品目	入荷数			出荷数		在庫数		消費期限	保管場所
					箱数	入数	総入数	箱数	入数	総入数	総入数		
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

様式 6－2 入出荷記録表（品目別）

様式 6－2 入出荷記録票（品目別）

No. —

記入・提出日： 年 月 日

品目	
保管場所	

拠点名： _____

No.	入荷・出荷 年月日	入荷元 出荷先	入荷数			出荷数			在庫数	消費期限
			箱数	入数	総入数	箱数	入数	総入数	総入数	
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

協定書実施細則 様式第1_協力要請書

(様式第1)

年 月 日

災害時における_____に関する協力要請書

様

札幌市長
(札幌市災害対策本部長)

災害時における_____に関する相互協定書第〇条の規定に基づき、次のとおり_____の協力を要請します。

連 絡 先	電話_____
口頭、電話等による連絡の日時	年 月 日 時 分
要 請 理 由	
要 請 期 間	
要 請 内 容	
備 考	

(様式第3)

費用内訳書						年 月 日
件名		費用総額				円
<金額内訳>						
品 名	単位	数 量	単価(円)	参考価格(円)	金 額(円)	
小 計						
消費税及び地方消費税の額						
合計金額						

※貴社独自の様式を使用いただいても差し支えございませんが、内訳(単価・数量・参考価格等)が分かるように記載をお願いします。

※参考価格(災害発生時直前における貴社の店頭における小売価格など)については、品名ごとに上記の内訳に記載するほか、負担金交付申請書にどの価格によるのかを明記してください。

VI 資料集

- 資料 1 札幌市の備蓄物資の整備状況（令和 6 年(2024 年) 4 月 1 日現在）
- 資料 2 備蓄物資配置数(基幹避難所 1 か所あたり）（令和 6 年(2024 年) 8 月 1 日現在）
- 資料 3 プッシュ型支援の対象物資
- 資料 4 物資集積拠点
- 資料 5 基幹避難所一覧
- 資料 6 災害時協定(物資・輸送関係)一覧

資料1 札幌市の備蓄物資の整備状況（令和6年(2024年)4月1日現在）

区分	品目	数量	
食糧	アレルギー対応アルファ化米	324,000	食
	粥	108,000	食
	ビスケット	108,000	食
	おでん缶、ゼリー飲料	108,000	食
乳児食糧等	粉ミルク	11,080	食
	アレルギー用粉ミルク	20	缶
	液体ミルク	310	缶
	哺乳瓶	2,500	本
台所・食器関係	カセットコンロ	920	台
	カセットガスボンベ	4,680	本
	LPガスコンロ	400	個
トイレ関係	簡易便座	9,300	台
	身障者用便座	120	台
	排便収納袋	740,000	枚
	し尿凝固剤	589,000	個
衛生用品	生理用品	68,000	枚
	紙おむつ(乳児用)	26,000	枚
	紙おむつ(大人用)	34,000	枚
	歯ブラシ	100,000	本
	不織布マスク	265,600	枚
	N95 マスク	3,120	枚
	使い捨て手袋	167,400	枚
	消毒液(アルコール)	2,200	個
	施設用消毒剤(次亜塩素酸ナトリウム)	650	個
	施設用消毒剤(界面活性剤)	310	個
	ハンドソープ	1,880	個
	アイソレーションガウン	3,070	枚
	ペーパータオル	267,200	枚
	タオル	650	枚
	ごみ袋	69,800	枚
	フェイスシールド	3,290	個
	レインコート	10,000	枚
	ボトル	650	個
	フロアワイパー	1,560	個
	フロアワイパー用除菌シート	99,840	枚
電化製品等	非接触型体温計	640	個
	非接触型体温計の交換用乾電池	1,230	本

区分	品目	数量	
	手廻ラジオライト	2,680	個
	LED ランタン	6,200	個
	LED 投光器	920	台
	発電機	310	台
	コードリール	40	個
避難所備品	寝袋	110,000	枚
	毛布	110,000	枚
	簡易ベッド	10,050	台
	段ボールベッド	1,550	台
	避難所用パーティション	5,030	台
	移動式灯油ストーブ	2,470	台
	灯油用ポリタンク	310	個
	灯油用ポンプ	310	個
	ホワイトボードロール	310	本

札幌市ホームページ

(https://www.city.sapporo.jp/kikikanri/torikumi/saigaibitiku/saigaiyoubitiku_index.html)

資料2 備蓄物資配置数(基幹避難所1か所あたり)(令和6年(2024年)9月1日現在)

備蓄物資配置数(基幹避難所1か所あたり)

令和6年9月1日時点																										
区	アルファ化米		ビスケット		お粥		おでん缶		ゼリー飲料		毛布	寝袋	灯油ストーブ	ポリタンク	ポンプ	簡易便座セット	排便収納袋(抗菌)	便凝固剤	大人用紙オムツ(M-L)	大人用紙オムツ(L-LL)	乳児用紙オムツM	生理用品	身障者用簡易トイレ 身障者用トイレ未整備の場合、1基配置	カセットコンロ	カセットガスボンベ	LPGコンロ
	50食/箱		60食/箱		50食/箱		24食/箱		80食/箱																	
	(食)	(箱)	(食)	(箱)	(食)	(箱)	(食)	(箱)	(食)	(箱)																
中央区	1,500	30	480	8	500	10	240	10	240	3	290	290	6	1	1	20	200～3,020	1,000	22	40	64	150		3	15	1
北区	900	18	300	5	300	6	144	6	160	2	420	420	6	1	1	20	200～1,860	1,000	22	40	64	150		3	15	1
東区	1,650	33	540	9	550	11	264	11	240	3	440	440	6	1	1	20	200～3,500	1,000	22	40	64	150		3	15	1
白石区	1,350	27	480	8	450	9	240	10	240	3	350	350	6	1	1	20	200～2,880	1,000	22	40	64	150		3	15	1
厚別区	600	12	240	4	200	4	96	4	80	1	210	210	6	1	1	20	200～1,320	1,000	22	40	64	150		3	15	1
豊平区	750	15	240	4	250	5	120	5	80	1	330	330	6	1	1	20	200～1,580	1,000	22	40	64	150		3	15	1
清田区	450	9	120	2	150	3	72	3	80	1	210	210	6	1	1	20	200～920	1,000	22	40	64	150		3	15	1
南区	150	3	60	1	50	1	24	1	80	1	170	170	6	1	1	20	200～400	1,000	22	40	64	150	3	15	1	
西区	450	9	180	3	150	3	72	3	80	1	300	300	6	1	1	20	200～1,020	1,000	22	40	64	150	3	15	1	
手稲区	150	3	60	1	50	1	24	1	80	1	190	190	6	1	1	20	200	1,000	22	40	64	150	3	15	1	

区	手廻 ライト	LED ランタ	LED 投光器	発電機	ホワイト ボード ロール	パーティ ション (屋根無 し)	パーティ ション (屋根有 り)	簡易 ベッド	段ボ ールベ ッド	哺乳瓶	マスク	N95 マスク	使い捨 て手袋	非接触 型 体温計	消毒液 (アルコール)	消毒液 (次亜塩素 酸ナトリウム)	消毒液 (界面活 性剤)	ハンド ソープ	ボトル	フロアワ イパー	歯ブラシ	ペー パー タオル	タオル	ゴミ袋	フェイス シールド	アイソ レーショ ンガウン	レイン コート
	(個)	(個)	(台)	(台)	(個)	(張)	(張)	(台)	(台)	(本)	(枚)	(枚)	(枚)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(本)	(枚)	(枚)	(枚)	(枚)	(着)	(着)
中央区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	700	10	400	2	7	1	2	6	1	4	500	800	5	200	10	10	25
北区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	950	10	400	2	7	1	2	6	1	4	300	800	5	200	10	10	25
東区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	1,050	10	400	2	7	1	2	6	1	4	560	800	5	200	10	10	25
白石区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	850	10	400	2	7	1	2	6	1	4	460	800	5	200	10	10	25
厚別区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	500	10	400	2	7	1	2	6	1	4	210	800	5	200	10	10	25
豊平区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	800	10	400	2	7	1	2	6	1	4	250	800	5	200	10	10	25
清田区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	500	10	400	2	7	1	2	6	1	4	150	800	5	200	10	10	25
南区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	400	10	400	2	7	1	2	6	1	4	60	800	5	200	10	10	25
西区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	650	10	400	2	7	1	2	6	1	4	160	800	5	200	10	10	25
手稲区	10	20	3	1	1	12	2	10～30	5	5	400	10	200	2	7	1	2	6	1	4	20	800	5	200	10	10	25

※令和3年8月公表の第4次地震被害想定に基づく各区の避難者数に応じて物資を配置
※備蓄庫のスペースの都合等から、一部の基幹避難所については、物資の品目や数量が増減している場合があります。

資料3 プッシュ型支援の対象物資

国からのプッシュ型支援の対象物資は、被災者の命と生活環境に不可欠な必需品であり、以下の品目を標準品目としている。（「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」別表5－4 プッシュ型物資支援の標準対象品目）

○食料 ○育児、介護食品 ・乳児用粉ミルク ・乳児用液体ミルク ・ベビーフード ・介護食品 ○水・飲料 ○衣類関係 (男性用、女性用、子供用) ・防寒着 ・衣類(トレーナー、Tシャツ、ズボン) ・下着類 ・くつ下・ストッキング ・履物(スリッパ、サンダル、靴) ○台所・食器関係 ・紙食器 ・プラスチック食器 ・割箸 ・スプーン ・フォーク ・カセットコンロ ・カセットボンベ ○電化製品関係(避難所で共同使用するものに限る) ・乾電池 ・延長コード ・懐中電灯 ・ランタン ・携帯用充電器(電池式) ・洗濯機 ・乾燥機 ・掃除機 ・冷蔵庫 ・冷暖房器具 ・加湿器 ・空気清浄機	○生活用品関係 ・シャンプー ・リンス ・洗面器 ・石けん ・ボディソープ ・歯磨き粉 ・歯ブラシ ・かみそり ・ハンドソープ ○トイレ関係 ・仮設トイレ ・携帯トイレ ・簡易トイレ ・防臭剤 ・除菌剤 ・消臭剤 ○掃除洗濯用品 ・ゴミ袋 ・バケツ ・掃除用洗剤 ・衣料用洗剤 ○防寒具・雨具・熱中症対策用品 ・カイロ ・レインコート ・傘 ・瞬間冷却材 ・冷却シート ○寝具・タオル関係 ・タオル ・布団 ・シーツ ・マットレス ・毛布 ・枕 ・タオルケット ・段ボールベッド ・段ボール間仕切り ・パーティション	○その他生活雑貨 ・爪切り ・マスク ・手指消毒剤 ・うがい薬 ○ペーパー類・生理用品 ・生理用品 ・ウエットティッシュ ・ウエットタオル ・ペーパータオル ・ティッシュペーパー ・トイレットペーパー ・ボディシート ○育児、介護用品関係 ・紙おむつ(大人用／子供用) ・おしりふき ・ほ乳瓶消毒ケース ・ほ乳瓶消毒液 ・ほ乳瓶(使い捨てほ乳瓶を含む) ○応急用品・復旧資機材関係 ・給水ポリ袋 ・給水ポリタンク ・土のう袋 ・ブルーシート ・ロープ ・ゴム手袋 ・長靴 ・防塵マスク ・防塵ゴーグル
--	--	--

出典：内閣府ホームページ (https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/index.html)

資料4 物資集積拠点

(1) 物資集積拠点(令和7年1月現在)

下表の3施設について、物資集積拠点として使用することで協定を締結している。

施設名	住所
大和ハウス プレミストドーム (札幌ドーム)	〒062-0045 豊平区羊ヶ丘1番地
札幌市スポーツ交流施設 コミュニティドーム(つどーむ)	〒007-0852 東区栄町885番地1
農試公園屋内広場 (ツインキャップ)	〒063-0845 西区八軒5条西6丁目95-21



(2) 物資集積拠点候補施設の特徴および長所・短所

(1)の物資集積拠点の候補施設全て使用できない状態のときは、下表を参照し、代替施設を検討する。

施設の種類		施設の特徴	内容
物流倉庫	営業倉庫	概要	・ 物資の入出庫・保管等を目的とした施設である。 ・ 物資の入出庫・保管等を行うことで料金を収受している。
		調書	・ 平時より物資の取扱い業務を行っているため、物流専門家、フォークリフト・パレット等の資機材を確保しやすい。
		短所	・ 災害時に空きスペースが確保できるかが不確定である。 ・ 空き状況が確認しにくい（個別の問い合わせ等が必要）。
	不動産倉庫	概要	・ 物資の入出庫・保管等を目的とした施設である。 ・ スペースを貸すことで料金（賃料）を収受している。
		長所	・ 空き状況が確認しやすい（不動産仲介事業者等が把握している他、近年はweb 上での検索システムも充実してきている）
		短所	・ 災害時に空きスペースが確保できるかが不確定である。 ・ 用意されているのはスペースのみであり、要員・資機材等は別に確保する必要がある（電話回線も引かれていない）。
トラックターミナル		概要	・ 路線便（宅配便等の小口貨物の積合せ輸送サービス）用の物資積み替えを目的とした施設である。
		長所	・ 積み替え時間帯（夕方から深夜等）以外は、空きスペースが確保しやすい。
		短所	・ 物資の積み替えに特化した施設であるため、物資の保管には適さない(近年は物流倉庫を併設した施設も出てきている)
産業展示場		概要	・ 商品展示会・コンサート等を行う施設である。 ・ 展示対象が幅広く、住宅やトラック等の大サイズ・重量物の展示も行うため、床荷重・天井高等・搬出入口等のスペックが高く、物資拠点に適したものもある。
		長所	・ 物流倉庫としてのスペックが高いものもあるため、物資拠点として比較的使いやすい。 ・ 地方公共団体が保有している場合もあり、災害時の確保が比較的容易である。
		短所	・ 災害時に使用スケジュールが既に決定している場合、イベントの中止に関する交渉等を行う必要がある。

(次ページに続く)

施設の種類		施設の特徴	内容
農林水産業用施設	集果場・線果場等	概要	・ JA 等が保有し、農産品の集荷・選別・出荷等のための施設である。
		長所	・ 高床式である、床荷重が大きい等、物資拠点としてのスペックも高い施設が多い傾向にある（平時からフォークリフト・パレットを使用している施設も多い）。 ・ 取扱い農産物の旬の時期以外は空きスペースが確保しやすい。
		短所	・ 特定の農産品用の仕分け用設備等が設定されている場合がある。 ・ 時期によっては利用できない場合がある。
	市場	概要	・ 生鮮品等の卸売り市場等として使用されている施設である。
		長所	・ トラック・フォークリフト等の使用を前提として、床荷重が大きく、天井高が高い施設になっている。
		短所	・ 恒常的に商品が入っており、空きスペースが確保しにくい（過去の災害では、使用停止後の市場が使用されたケースが多い）。
地方公共団体 庁舎		概要	・ 地方公共団体が業務に使用する県庁舎・市役所等の施設を指す。
		長所	・ 地方公共団体が確保しやすい。
		短所	・ 床荷重が小さく、天井高が低いものが多いため、物資拠点に適さない。
体育館		概要	・ 主に屋内スポーツを行うための施設
		長所	・ 地方公共団体が確保しやすい。
		短所	・ 床荷重が小さいものが多いため、物資拠点に適さない。

出典：国土交通省「ラストマイルにおける支援物資輸送・拠点開設・運営ハンドブック
—地方公共団体における支援物資物流の円滑化に向けて—（改訂版）」（R6.3）

資料5 基幹避難所一覧（令和7年1月現在）

(1) 市立小中学校等

区	箇所数	名 称	住 所
中央区	24	桑園小学校	中央区北8条西17丁目
		日新小学校	中央区北8条西25丁目
		中央小学校	中央区大通東6丁目
		二条小学校	中央区南2条西15丁目
		資生館小学校	中央区南3条西7丁目
		啓明中学校	中央区南9条西22丁目
		幌西小学校	中央区南10条西17丁目
		緑丘小学校	中央区南10条西22丁目
		向陵中学校	中央区北4条西28丁目
		中島中学校	中央区南12条西7丁目
		山鼻小学校	中央区南14条西10丁目
		伏見中学校	中央区南16条西17丁目
		伏見小学校	中央区南18条西15丁目
		幌南小学校	中央区南21条西5丁目
		山鼻中学校	中央区南23条西13丁目
		山鼻南小学校	中央区南29条西12丁目
		盤溪小学校	中央区盤溪226番地
		宮の森中学校	中央区宮の森1条16丁目
		大倉山小学校	中央区宮の森3条13丁目
		宮の森小学校	中央区宮の森4条6丁目
		三角山小学校	中央区宮の森4条11丁目
		円山小学校	中央区北1条西25丁目
		柏中学校	中央区南21条西5丁目
		中央中学校	中央区北4条東3丁目
北区	43	幌北小学校	北区北19条西2丁目
		白楊小学校	北区北24条西7丁目
		新陽小学校	北区北27条西14丁目
		北陽中学校	北区北34条西7丁目
		和光小学校	北区北34条西7丁目
		新琴似南小学校	北区新琴似1条3丁目
		新光小学校	北区新琴似1条12丁目
		光陽中学校	北区新琴似4条11丁目
		光陽小学校	北区新琴似5条11丁目
		新琴似小学校	北区新琴似7条3丁目
		新琴似中学校	北区新琴似7条4丁目

区	箇所数	名 称	住 所
		新琴似北中学校	北区新琴似 10 条 10 丁目
		新琴似緑小学校	北区新琴似 10 条 11 丁目
		新琴似西小学校	北区新琴似 11 条 15 丁目
		新琴似北小学校	北区新琴似 11 条 6 丁目
		新川西中学校	北区新川 4 条 15 丁目
		新川中学校	北区新川 4 条 3 丁目
		新川小学校	北区新川 5 条 15 丁目
		屯田南小学校	北区屯田 5 条 4 丁目
		屯田西小学校	北区屯田 6 条 10 丁目
		屯田中央中学校	北区屯田 6 条 8 丁目
		屯田小学校	北区屯田 7 条 6 丁目
		屯田北中学校	北区屯田 9 条 4 丁目
		屯田北小学校	北区屯田 9 条 3 丁目
		太平南小学校	北区太平 1 条 1 丁目
		太平中学校	北区太平 8 条 2 丁目
		太平小学校	北区篠路 1 条 2 丁目
		篠路西小学校	北区篠路 5 条 2 丁目
		篠路西中学校	北区篠路 6 条 2 丁目
		茨戸小学校	北区東茨戸 1 条 2 丁目
		篠路中学校	北区篠路町篠路 368 番地
		あいの里東中学校	北区あいの里 2 条 7 丁目
		拓北小学校	北区あいの里 2 条 1 丁目
		あいの里東小学校	北区あいの里 3 条 7 丁目
		鴻城小学校	北区あいの里 3 条 6 丁目
		百合が原小学校	北区百合が原 6 丁目
		北九条小学校	北区北 9 条西 1 丁目
		篠路小学校	北区篠路 4 条 9 丁目
		新川中央小学校	北区新川 3 条 3 丁目
		北陽小学校	北区北 31 条西 9 丁目
		あいの里西小学校	北区あいの里 2 条 3 丁目
		北辰中学校	北区北 18 条西 2 丁目
		上篠路中学校	北区篠路町上篠路 116 番地 14
東区	40	東苗穂小学校	東区東苗穂 5 条 2 丁目
		札苗小学校	東区東苗穂 7 条 2 丁目
		札苗中学校	東区東苗穂 7 条 1 丁目
		札苗北小学校	東区東苗穂 9 条 3 丁目
		札苗北中学校	東区東苗穂 10 条 3 丁目

区	箇所数	名 称	住 所
		栄南中学校	東区北 36 条東 16 丁目
		栄南小学校	東区北 37 条東 20 丁目
		栄西小学校	東区北 39 条東 4 丁目
		栄小学校	東区北 42 条東 10 丁目
		栄中学校	東区北 46 条東 6 丁目
		栄緑小学校	東区北 51 条東 10 丁目
		札幌小学校	東区伏古 1 条 2 丁目
		伏古小学校	東区伏古 8 条 5 丁目
		伏古北小学校	東区伏古 11 条 1 丁目
		丘珠小学校	東区丘珠町 593 番地
		中沼小学校	東区中沼町 73-10
		義務教育学校福移学園	東区中沼町 240 番地
		苗穂小学校	東区北 9 条東 13 丁目
		北光小学校	東区北 12 条東 6 丁目
		美香保中学校	東区北 17 条東 6 丁目
		明園小学校	東区北 19 条東 14 丁目
		開成小学校	東区北 21 条東 21 丁目
		明園中学校	東区北 22 条東 12 丁目
		元町小学校	東区北 25 条東 17 丁目
		北園小学校	東区北 25 条東 4 丁目
		元町北小学校	東区北 31 条東 14 丁目
		北栄中学校	東区北 33 条東 2 丁目
		北小学校	東区北 33 条東 4 丁目
		東栄中学校	東区本町 1 条 7 丁目
		東光小学校	東区本町 2 条 1 丁目
		本町小学校	東区本町 2 条 7 丁目
		美香保小学校	東区北 18 条東 6 丁目
		栄北小学校	東区北 47 条東 6 丁目
		栄東小学校	東区北 46 条東 13 丁目
		札幌苗緑小学校	東区東苗穂 13 条 4 丁目
		札幌中学校	東区伏古 8 条 1 丁目
		元町中学校	東区北 28 条東 20 丁目
		丘珠中学校	東区丘珠町 674 番地 15
		栄町中学校(栄町小学校分を併せて備蓄)	東区北 36 条東 14 丁目
		栄町小学校	東区北 36 条東 13 丁目
白石区	28	東札幌小学校	白石区東札幌 4 条 5 丁目
		西白石小学校	白石区中央 3 条 5 丁目

区	箇所数	名 称	住 所
		南白石小学校	白石区南郷通 2 丁目南
		東白石中学校	白石区南郷通 15 丁目北
		南郷小学校	白石区本郷通 4 丁目南
		白石中学校	白石区本郷通 6 丁目南
		大谷地小学校	白石区本通 18 丁目南
		東白石小学校	白石区本通 14 丁目南
		白石小学校	白石区本通 1 丁目北
		本通小学校	白石区平和通 9 丁目南
		柏丘中学校	白石区平和通 8 丁目北
		幌東小学校	白石区菊水 6 条 3 丁目
		幌東中学校	白石区菊水 6 条 3 丁目
		東橋小学校	白石区菊水 8 条 1 丁目
		菊水小学校	白石区菊水元町 2 条 3 丁目
		北都小学校	白石区北郷 3 条 11 丁目
		北郷小学校	白石区北郷 4 条 5 丁目
		北白石小学校	白石区北郷 6 条 3 丁目
		北白石中学校	白石区北郷 6 条 3 丁目
		川北小学校	白石区川北 4 条 2 丁目
		東川下小学校	白石区川下 4 条 3 丁目
		北都中学校	白石区川下 749 番地
		米里小学校	白石区米里 1 条 3 丁目
		米里中学校	白石区米里 1 条 4 丁目
		上白石小学校	白石区菊水上町 1 条 3 丁目
		本郷小学校	白石区南郷通 10 丁目南
		平和通小学校	白石区本通 15 丁目北
		日章中学校	白石区東札幌 4 条 5 丁目
厚別区	20	小野幌小学校	厚別区厚別東 2 条 4 丁目
		厚別中学校	厚別区厚別東 3 条 5 丁目
		厚別北中学校	厚別区厚別町小野幌 774 番地
		もみじの丘小学校	厚別区もみじ台東 4 丁目
		もみじの森小学校	厚別区もみじ台西 3 丁目
		もみじ台中学校	厚別区もみじ台西 1 丁目
		青葉中学校	厚別区青葉町 10 丁目
		上野幌小学校	厚別区厚別南 7 丁目
		上野幌中学校	厚別区上野幌 2 条 3 丁目
		ノホロの丘小学校	厚別区上野幌 2 条 4 丁目
		厚別南中学校	厚別区大谷地東 7 丁目

区	箇所数	名 称	住 所
		大谷地東小学校	厚別区大谷地東 5 丁目
		ひばりが丘小学校	厚別区厚別中央 2 条 4 丁目
		信濃中学校	厚別区厚別中央 3 条 2 丁目
		信濃小学校	厚別区厚別中央 4 条 3 丁目
		厚別西小学校	厚別区厚別西 3 条 1 丁目
		厚別北小学校	厚別区厚別北 2 条 3 丁目
		共栄小学校	厚別南 2 丁目
		厚別通小学校	厚別区厚別西 4 条 3 丁目
		厚別東小学校	厚別区厚別東 4 条 8 丁目
豊平区	31	みどり小学校	豊平区美園 5 条 2 丁目
		月寒小学校	豊平区月寒西 2 条 5 丁目
		西岡小学校	豊平区西岡 2 条 9 丁目
		西岡中学校	豊平区西岡 3 条 12 丁目
		西岡北小学校	豊平区西岡 3 条 6 丁目
		西岡北中学校	豊平区西岡 3 条 8 丁目
		西岡南小学校	豊平区西岡 4 条 12 丁目
		羊丘中学校	豊平区福住 1 条 3 丁目
		福住小学校	豊平区福住 3 条 5 丁目
		あやめ野小学校	豊平区月寒東 1 条 11 丁目
		羊丘小学校	豊平区月寒東 1 条 16 丁目
		月寒中学校	豊平区月寒東 2 条 2 丁目
		あやめ野中学校	豊平区月寒東 3 条 11 丁目
		月寒東小学校	豊平区月寒東 3 条 10 丁目
		東月寒中学校	豊平区月寒東 3 条 18 丁目
		しらかば台小学校	豊平区月寒東 4 条 18 丁目
		東園小学校	豊平区豊平 1 条 12 丁目
		豊平小学校	豊平区豊平 5 条 7 丁目
		八条中学校	豊平区豊平 8 条 13 丁目
		旭小学校	豊平区水車町 3 丁目
		中の島小学校	豊平区中の島 2 条 1 丁目
		平岸西小学校	豊平区平岸 1 条 15 丁目
		平岸小学校	豊平区平岸 2 条 14 丁目
		東山小学校	豊平区平岸 4 条 11 丁目
		美園小学校	豊平区平岸 5 条 7 丁目
		平岸高台小学校	豊平区平岸 5 条 18 丁目
		豊園小学校	豊平区美園 1 条 4 丁目
		南月寒小学校	豊平区月寒西 4 条 8 丁目

区	箇所数	名 称	住 所
		平岸中学校	豊平区平岸 1 条 21 丁目
		陵陽中学校	豊平区平岸 6 条 11 丁目
		中の島中学校	豊平区中の島 2 条 3 丁目
清田区	22	三里塚小学校	清田区里塚 2 条 6 丁目
		真栄中学校	清田区美しが丘 1 条 1 丁目
		美しが丘小学校	清田区美しが丘 2 条 5 丁目
		美しが丘緑小学校	清田区美しが丘 4 条 5 丁目
		有明小学校	清田区有明 141 番地
		清田南小学校	清田区清田 5 条 2 丁目
		清田緑小学校	清田区清田 7 条 3 丁目
		北野中学校	清田区北野 2 条 3 丁目
		北野小学校	清田区北野 3 条 2 丁目
		北野台小学校	清田区北野 4 条 5 丁目
		北野台中学校	清田区北野 4 条 4 丁目
		平岡中学校	清田区平岡 2 条 5 丁目
		平岡中央中学校	清田区平岡 5 条 4 丁目
		平岡小学校	清田区平岡 9 条 2 丁目
		平岡緑中学校	清田区平岡公園東 9 丁目
		平岡公園小学校	清田区平岡公園東 5 丁目
		清田小学校	清田区清田 1 条 4 丁目
		北野平小学校	清田区北野 2 条 3 丁目
		真栄小学校	清田区美しが丘 1 条 1 丁目
		平岡南小学校	清田区平岡 2 条 6 丁目
		平岡中央小学校	清田区平岡 5 条 3 丁目
		清田中学校	清田区清田 3 条 3 丁目
南区	29	澄川西小学校	南区澄川 2 条 5 丁目
		澄川小学校	南区澄川 5 条 4 丁目
		澄川南小学校	南区澄川 5 条 13 丁目
		澄川中学校	南区澄川 6 条 6 丁目
		真駒内中学校	南区真駒内幸町 3 丁目
		真駒内公園小学校	南区真駒内曙町 2 丁目
		真駒内曙中学校	南区真駒内曙町 2 丁目
		南小学校	南区南 31 条西 9 丁目
		藻岩北小学校	南区川沿 2 条 3 丁目
		藻岩小学校	南区川沿 7 条 2 丁目
		藻岩中学校	南区川沿 7 条 3 丁目
		藻岩南小学校	南区川沿 18 条 2 丁目

区	箇所数	名 称	住 所
		南が丘中学校	南沢 2 条 1 丁目
		南の沢小学校	南区南沢 3 条 2 丁目
		北の沢小学校	南区北の沢 1727 番地
		石山中学校	南区石山 2 条 8 丁目
		藤の沢小学校	南区石山 528 番地
		常盤中学校	南区常盤 2 条 2 丁目
		駒岡小学校	南区真駒内 143 番地
		簾舞小学校	南区簾舞 1 条 4 丁目
		藤野小学校	南区藤野 2 条 7 丁目
		藤野南小学校	南区藤野 4 条 6 丁目
		藤野中学校	南区藤野 5 条 6 丁目
		定山溪小学校	南区定山溪温泉東 4 丁目
		定山溪中学校	南区定山溪温泉西 1 丁目
		石山緑小学校	南区石山 1 条 4 丁目
		真駒内桜山小学校	南区真駒内泉町 3 丁目
		簾舞中学校	南区簾舞 3 条 3 丁目
		芸術の森小学校	南区常盤 2 条 3 丁目
西区	30	山の手小学校	西区山の手 5 条 6 丁目
		福井野小学校	西区福井 6 丁目
		福井野中学校	西区福井 6 丁目
		平和小学校	西区平和 3 条 8 丁目
		西園小学校	西区西野 1 条 7 丁目
		手稲東中学校	西区西野 2 条 5 丁目
		宮の丘中学校	西区西野 3 条 10 丁目
		手稲東小学校	西区西野 4 条 3 丁目
		西野小学校	西区西野 8 条 4 丁目
		西野第二小学校	西区西野 8 条 7 丁目
		西野中学校	西区西野 8 条 7 丁目
		手稲宮丘小学校	西区宮の沢 3 条 2 丁目
		二十四軒小学校	西区二十四軒 2 条 3 丁目
		発寒南小学校	西区発寒 2 条 4 丁目
		発寒西小学校	西区発寒 5 条 7 丁目
		発寒中学校	西区発寒 5 条 7 丁目
		発寒小学校	西区発寒 10 条 4 丁目
		西陵中学校	西区発寒 15 条 2 丁目
		発寒東小学校	西区発寒 15 条 2 丁目
		八軒西小学校	西区八軒 3 条西 5 丁目

区	箇所数	名 称	住 所
		八軒小学校	西区八軒 4 条西 1 丁目
		八軒中学校	西区八軒 8 条西 8 丁目
		八軒北小学校	西区八軒 8 条西 6 丁目
		八軒東中学校	西区八軒 2 条東 3 丁目
		琴似中央小学校	西区八軒 7 条東 1 丁目
		琴似小学校	西区琴似 2 条 7 丁目
		西小学校	西区発寒 7 条 13 丁目
		山の手南小学校	西区山の手 1 条 9 丁目
		琴似中学校	西区山の手 4 条 2 丁目
		陵北中学校	西区二十四軒 2 条 3 丁目
手稲区	25	西宮の沢小学校	手稲区西宮の沢 2 条 4 丁目
		富丘小学校	手稲区富丘 1 条 6 丁目
		手稲中学校	手稲区富丘 3 条 5 丁目
		手稲中央小学校	手稲区手稲本町 3 条 2 丁目
		稲穂小学校	手稲区稲穂 4 条 5 丁目
		手稲西小学校	手稲区金山 3 条 2 丁目
		手稲西中学校	手稲区金山 3 条 2 丁目
		新発寒小学校	手稲区新発寒 2 条 2 丁目
		新陵中学校	手稲区新発寒 5 条 4 丁目
		新陵東小学校	手稲区新発寒 5 条 4 丁目
		新陵小学校	手稲区新発寒 6 条 6 丁目
		手稲鉄北小学校	手稲区前田 2 条 12 丁目
		稲積中学校	手稲区前田 4 条 5 丁目
		稲積小学校	手稲区前田 5 条 7 丁目
		前田小学校	手稲区前田 6 条 11 丁目
		前田中学校	手稲区前田 7 条 13 丁目
		前田中央小学校	手稲区手稲前田 8 条 12 丁目
		前田北小学校	手稲区前田 10 条 18 丁目
		前田北中学校	手稲区前田 10 条 15 丁目
		稲陵中学校	手稲区曙 7 条 2 丁目
		手稲山口小学校	手稲区曙 11 条 2 丁目
		星置東小学校	手稲区星置 2 条 1 丁目
		星置中学校	手稲区星置 3 条 5 丁目
		手稲北小学校	手稲区手稲山口 653 番地
		稲穂中学校	手稲区稲穂 4 条 2 丁目

(2) 各区体育館

区	箇所数	名 称	住 所
中央区	1	北ガスアリーナ札幌 46(中央体育館)	中央区北 4 条東 6 丁目
北区	1	北区体育館	北区新琴似 8 条 2 丁目
東区	1	東区体育館	東区北 27 条東 14 丁目
白石区	1	白石区体育館	白石区南郷通 6 丁目北
厚別区	1	厚別区体育館	厚別区厚別中央 2 条 5 丁目
豊平区	1	豊平区体育館	豊平区月寒東 2 条 20 丁目
清田区	1	清田区体育館	清田区平岡 1 条 5 丁目
南区	1	南区体育館	南区川沿 4 条 2 丁目
西区	1	西区体育館	西区発寒 5 条 8 丁目
手稲区	1	手稲区体育館	手稲区曙 2 条 1 丁目

(3) その他

区	箇所数	名 称	住 所
東 区	1	開成中等教育学校	東区北 22 条東 21 丁目
白石区	1	札幌白陵高校	白石区東米里 1062 番地
白石区	1	札幌コンベンションセンター	白石区東札幌 6 条 1 丁目
南区	1	豊滝除雪ステーション	南区豊滝 424 番地
手稲区	1	北海道科学大学	手稲区前田 7 条 15 丁目

資料6 災害時協定(物資・輸送関係)一覧

種別	協定名	協定先	協定内容
輸送	災害時における自動車輸送の協力に関する相互協定書	・(一社)札幌地区トラック協会 ・日本通運(株)札幌支店 ・ヤマト運輸(株)札幌主管支店 ・佐川急便(株)北海道支店 ・北海道福山通運(株)	自動車輸送の協力
輸送	災害時における物資の輸送協力に関する協定書	・佐川急便(株)北海道支店	物資の輸送協力
輸送	災害時における物資の輸送・荷役等に関する相互協定書	・(一社)AZ-COM 丸和・支援ネットワーク ・アート引越センター(株)	自動車輸送及び荷役等の協力
物資	災害時における資機材の供給に関する協定	・三和物流サービス(株) ・(一社)ジャパン・レンタル・アソシエーション	資機材の供給
物資	災害時におけるフォークリフトの提供に関する協定	・トヨタ L&F 札幌株式会社	フォークリフトの提供
物資	災害時における応急生活物資の供給に関する協定	・合同容器(株)	段ボールベッド等の供給
物資	全国中央卸売市場協会災害時相互応援に関する協定	・都府県市	緊急・応急的措置として、生鮮食料品の確保
物資	災害時における消費生活の安定及び応急生活物資の供給等に関する相互協定	・イオン北海道(株) ・生活協同組合コープさっぽろ ・(株)伊藤園 ・サッポロホールディングス(株)、サッポロビール(株) ・日糧製パン(株) ・(株)ビバホーム ・(株)セブンーイレブンジャパン ・スターフェスティバル(株) ・(株)セコマ、(株)セイコーフレッシュフーズ、(株)北燦食品 ・(株)サッポロドラッグストアー ・NPO法人コメリ災害センター	生活物資を供給するとともに、価格高騰の防止など、物資の安定供給

種別	協定名	協定先	協定内容
		・(株)ローソン ・(株)ラルズ ・コアレックス道栄(株) ・(株)東光ストア	
物資	災害時における物資の保管等に関する協定書	・札幌倉庫協会	食料、生活雑貨品、医薬品、防災資機材等の物資の保管等
物資	道内卸売市場による災害時相互応援協定	・道内 26 市の地方卸売市場	生鮮食料品の安定供給のための相互支援
物資	電光掲示板付き自動販売機による協働事業に関する協定	・北海道コカ・コーラボトリング(株)	電光掲示板付き自動販売機による防災情報の提供及び販売機内商品の提供
物資	災害時における資機材のレンタルに関する協定	・(株)ダイワテック	レンタル資機材の提供